

第43回平成24年3月与謝野町議会定例会会議録（第11号）

招集年月日 平成24年3月26日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時49分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	教育長	垣中 均
副町長	堀口 卓也	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	浪江 学	商工観光課長	太田 明
総務課長	奥野 稔	農林課長	永島 洋視
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	教育推進課長	土田 清司
野田川地域振興課長	小池 信助	教育次長	和田 茂
加悦地域振興課長	森岡 克成	下水道課長	西村 良久
税務課長	植田 弘志	水道課長	吉田 達雄
住民環境課長	朝倉 進	保健課長	泉谷 貞行
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	佐賀 義之
建設課長	西原 正樹		

5. 議事日程

日程第 1 議案第 37 号 平成 24 年度与謝野町一般会計補正予算

(質疑)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

けさは思わぬ雪が降ったりしまして、ただ、大雪にならずに済んでよかったかなというふうに思っております。前に彼岸に降ったことを私も覚えとるんですけども、その後というのは余りなかったんやないかなと思います。

雪はまだそういうことで無事おさまったんですけども、またガソリン等が上がっております。どこまで行くのかなと、田舎の場合には車が移動できなければ、我々の仕事もそうですし、ボランティアもなかなか大変だということで、ガソリンの値上がりについては大変心配される場所でもあります。

そんな中でありますけれども、きょうまた1日、皆さん方にお世話になります。スムーズな質疑でよろしく願いをいたします。

なお、お手元に日程しっかりと書いておりますけれども、ここまで行くかなということも考えながら出させていただきましたので、よろしく願いいたします。

ご報告しておきます。足立代表監査委員さんから欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員は18人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 議案第37号 平成24年度与謝野町一般会計予算を議題とします。

本案については、既に質疑に入っておりますので、質疑を続行します。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) おはようございます。それでは、一般会計第2回目の質問をさせていただきます。まず、商工観光課長にお尋ねをいたします。

予算書では207ページになりますけれども、24年度を見てみますと、数年前からの丹後観光キャンペーンですね、丹キャンの負担金が大きく今年度減っておると。私はかねてから、この負担金は多過ぎると、適正な入り込み客の数字が反映されてないと、こういうふうに思っていました。ことし特にこのことが減ったというのは、課長、どうですか。

議長(井田義之) 太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) 皆さんおはようございます。それでは、勢旗議員の質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のとおり、金額が150万円余り減額になっております。本件につきましては、過去にもご報告を申し上げたというふうに思いますけれども、いわゆる合併がこの数年間続いている中で、激変緩和という措置をとっておりまして、与謝野町におきましては、いわゆる人口割というものがございます、その中には町と市という区分けをしております。300万と150万という区分けでやっておりましたけれども、5年経過をした段階から、この部分につきましては、やはり激変緩和、もとに戻していただきたいということでずっと要望しておりました結果、今回、京都府の減額にも伴いまして、与謝野町がそのままくりとして与謝野町という形の中で町負担

の150万円になったということでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この団体は、情報公開請求をしても情報公開がされないの、我々はかったにわからんわけですけども、この入り込み客の数字も当然反映してると思うんですけど、そこは関係ありませんか。

議 長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） 均等割という形は、そういう形で町と市の関係で保っておりますが、ご指摘のとおり人口割と入り込み数割と、それから消費額での過去3年間の平均をとった中での案分で金額をはじき出してあります。

与謝野町の場合は、この3年間の数字からいきますと、入り込み客数は減額しているというところから、若干でございますが減額ということになっております。これは24年度中にまた全体を見直すという状況になっておりますので、この24年の額が25年に反映されるというかどうかにつきましては、今後また数字が変わってくる可能性がありますけれども、仕組みとしてはそのような形で進めておるところでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） ひとつ課長、実態が反映するように、私どもも入り込み客が、どうも私は課題だということに思えて、今でも思ってるもんですから、ひとつ適正な数字の報告をお願いをしたいと思っております。

次に、197ページ、ちょっと後に行って申しわけないんですが、電源地域連絡協議会ですね、このことについて、商工観光課長にお尋ねしますが、これが原発の関係の配分を受けてる唯一のものだろうと私どもも思ってるんですけども、この協議会の現在の役割というのは、どういう格好になっておりますか。

議 長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。いわゆる電源地域エリアというくくりになりますけれども、そこの中での市町村の連絡協議会を持って、それに与謝野町も参画をしているということでございます。基本的には年に1回の総会と、いろんな情報を交換するという場になっておりますが、とりわけ電源立地での交付金等々を活用しました、いわゆるまちづくり、いろんな分野での研修等も計画されておまして、そういった部分で該当する所管課として、そこに参画していくというようなこともできるということですし、また、民間の方々につきましても、例えば物づくり、新商品開発等々いろんなメニューがございまして、そこに参画できる環境も整っているという形の中で、地域内には情報発信を町として行ってありますし、上の組織としましては情報交換の場としていろんな情報もいただいているところでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） ここの事務局は、経産省の近畿産業局ですね、ここが事務局をおやりになつとることなんですか、ここにはそれぞれ電力会社からはどのぐらいの金が入つとると、このように理解したらよろしいか。

議 長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） 全体的な収支の関係につきましては、私の認識しているところでございます

が、その負担金の中で処理をされているというふうに思いますが、与謝野町もそれだけの負担をしているわけですが、企業側がどこの部分にどれだけの金が負担金として入れられているかということにつきましては、まことに申しわけありませんが、私の認識の中には、今ございませんので、答弁ができません。済みません。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長の答弁を先ほどでは、いろんな新商品の開発も含めて、この電源地域の補助を使ってやれることがあるということでございますので、ぜひひとつ、そういったことがこの与謝野町にもプラスになるように、ぜひとも取り組みをお願いしたいと思っております。

次に、双峰公園についてでございますが、いろいろご苦労いただいておりますし申しわけない部分もあるわけですが、3月13日の京都新聞を見ておりましたら、いわゆる人材育成や地域再生のアイデアということで、大学を中心にしているいろいろ取り組まれて、いわゆる観光ルート開発がされたということで評価がされている記事がございました。これ、新聞では大江町側といますか福知山市と宮津市の側ということだったんですが、与謝野町はこれにかかわっていないというのはなぜかちょっとわからないんですけど、その辺はどうでしょう、課長。

議 長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。私の認識の中では、残念なという言葉になってしまうんですが、中心的に旧大江町を中心とした大江山開発がどうしても先行しておりますし、大江山全体は一本なんですけども、いろんな企画の見方として、余りこう目立たない与謝野町側としての商品開発については、残念ながらピックアップされなかったというふうに思っています。しかしながら、大江山観光開発協議会も含めた組織の中では、やはり一体ということについては認識しておりますし、その中でそれぞれの役割を十分発揮できるように進めていきたいというふうには思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今、課長のほうから答弁をいただいたわけですが、私がちょっと今、不満に思っておりますのは、観光協会のブログを見ますと、今、大江山観光協会が目を向けていらっしゃるの、もう、いわゆる現在の双峰公園からのルートでないんですね。私そこのところはどうも一つわからないんですけども、町の商工観光課と観光協会と、大江山の開発についてはどういうふうな方向で調整をされておりますか、その辺をお願いします。

議 長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） 町の考え方も以前から申し上げておりますように、双峰公園と加悦の山の家を結んだルートをこの与謝野町においての大江山の自然に親しんでいただけるような商品の開発を行っていくということで、観光協会にも訴えておりますというか、そういう方向で計画をしてほしいということをおっしゃいます。

ご指摘のとおり、現在は双峰公園をスタートとした形は現在のところ商品としてはございません。一応、今、観光協会では、大江山の周辺のネイチャーガイドを積極的に取り組んでいただきまして、この2年間で十数名のネイチャーガイドが育成されているというふうに認識しております。しかしながら、大江山の鬼の岩屋周辺までのルートの中での商品ということで、なかなか双峰公園まで到達するような形のものでできておりません。ここが今後の課題だというふうには認

識しておりますけれども、今後はそういったルートが構築できる、例えば双峰公園に到着した段階で、山の家のように輸送するような形や、逆ルートも考えながら、実際に参加される方の足を考えた形の中で、このルートづくりは必要かなというふうに思っておりますけれども、ご指摘のとおり双峰公園側の企画ができてないのは現状でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） ひとつ課長、その辺いろいろご苦労いただいておりますけれども、さらに観光協会とも十分な連携をとってお願いをしたいと思っております。

次に、ちょっとページがはっきりしないんですが、これは以前、課長に申し上げましたが、いわゆる福知山市の三和町の部分に、いわゆる双峰公園の看板が立っております。それで、このことは放置されておるのではないかとということで課長に申し上げましたところ、十分認識していなかったような答弁だったんですが、この間、私、見てみましたら、全く同じこと。これはちょっと課長、ひどいんじゃないですか。本当に宣伝をするということなら、もう少し力を入れて、課長が行かれてもだれが行かれても、どうなつとるんだと。やめるならやめるでよろしいよ。今でも「与謝野町」という字だけ大きなのが、看板の半分だけ出てて、これでは効果はマイナスだと思うんですけどね、そこのところを課長どういう認識をされておりますか。

議長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。議員ご指摘がございました段階で、現場確認もさせていただきました。担当レベルにはこの合併段階の経過の中で、看板の見直しということにつきましては、全町を挙げてやろうということで、とりわけ私どもは施設管理をたくさんしておりますので、いろんなところに看板があります。そういった中で、実はあそこも撤去の計画をしておりました。しかしながら、設置段階で基礎工事も含めて、非常に丈夫なものが設置されておまして、底のコンクリートを置いたまま撤去していくということは簡単なんです、やはり公共の事業と、今のこの時代の中で、環境というのを考えたときには、底の定物も撤去ということになりますと、莫大な金がかかるということでございます。それは言いわけになるんですが、財政的には非常に厳しい状況でございまして、結果的には放置をしているという状況でございまして、気にはなっておりますが、何とか早く処理ができたかなというふうには思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、その看板を撤去されるということも一つの方法です。おっしゃるように非常に鉄骨の強固なものなんですね。しかし、そこに今、看板を書いたらいいというんか、それだけのことと私は思うんですけどね。今「与謝野町」という大きな字だけ書いてある。これでは私は効果は出ないと思うんですよ。それで、その辺をもう一遍見直していただいて、何かそれ、ちりめん街道でもどこでもいいし、今、町が最もやろうとしておることを、せっかくあれだけの場所を確保しておるんですから、私は書く必要があると思うんですけどね。ぜひひとつお考えいただきたい。

それから、産業建設常任委員会に、商工観光課から出された資料を見ておると、いわゆる実践型地域雇用創造事業について書かれておりますね。この中では検討するというふうに書いてあるんですが、24年度に今年度が初年度ですね。3月5日にこれはもう第1回の締め切りが終わっておりますが、いろいろ内容を見てみますと、私は本町にとっても非常にプラスになること

があるという気がするんですよ。それで18年度でしたか、課長が、私は余り評価しとらんと申し上げた地域雇用創造事業に取り組み、立派な冊子ができました。それから、それだけの実績があるわけですから、今度の中小企業振興基本条例に至るまでの、そのところを考えますと、私は積極的にこの事業に取り組むべきだと、課長のほうも実践型が必要だということをお書きになつとるんですから、その検討というのが、そこでとまるとということがちょっと不思議な気がするんですけどね、そのところどうですか。

議長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。本件につきましても、勢旗議員のほうからは機会あるごとにご質問をいただいております。私どもとしましては、全く議論してないわけではなくて、いろんな形で議論をしまいでございます。ですから、結果的には現在進行形ということですが、いわゆる言われたとおりの流れの中で、また総合計画の中でも進めていくんだということで、結果的には今現在、進行形と申し上げましたけれども、この間に具体的に取り組むべく、一つのメニューを考えておりました。非常に国の有利な交付金もいただけますし、取り組むことによって、地域活性化につながるだろうというふうに私も確信をしておりますが、そこへ持っていく体制づくりにつきまして、もう少し時間をかけないと、スタートをしたは結果的に効果が出ないということではない形の中で、体制づくりをきちっと整えた上で申請をしていくと。

もう1点は、また、そのメニューが今後の活性化に、雇用対策に、雇用創造につながっていくかということも議論していきたいということでございまして、そのメニューについては、一つ温めてはおりますけれども、思い切ってその一つ先に入っていけない状況にあるということでございます。

そんなわけで、創造協議会、実は29日に開催する予定をしております、そういった中でも恐らくそんな議論があるのかなというふうに思いますが、もう一つ、ゴーというロケットに火をつける段階を、どうその時期を判断するかということと、そしてそのメニューが正しいかというあたりについては、議論しておりますけれども、まだ表に出てないという状況でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、私は、この課長が最も評価されてきましたこの事業を、これから地域雇用創造事業がやっぱり発展をしていく、中小企業振興基本条例と密接に連携しているというように考えますと、当然、私はここに、事業に行かないと、うそだという気がするんです。ぜひひとつ、おろしていただきたいというふうに思います。

それでは、商工観光課長に最後の1点をお尋ねします。産業振興ビジョンを見ますと、農業についての、全く統計部門を除いては記述がないんですが、今度の中小企業振興基本条例の中で、一つ評価されてる点は、いわゆる農業との関連がはっきりと記述されたんですが、振興ビジョンにはないと、しかしこの中小企業振興基本条例では農業というのは評価されてあると、ここについては矛盾はありませんか。

議長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。その点につきましては、この経過の中で、産業振興ビジョンを策定するあたりについては、連携という部分につきましては共有をしておりましたけれども、農業施策に対して、いわゆる商工観光課分野の中だけで議論することが正しいかどうかとい

うことで、違った形で議論をしながら、それをビジョンといいますか、産業振興会議の中で議論いただけるような形を、方向性とかそういう部分について議論していただける環境を整えていこうと。

農業施策については、農業分野の中で議論していただいた中で、共有を図っていききたいと、いわゆるそれが全体の産業ということになるんですけども、結論からいいますと、矛盾をしているかといいますと記述的には余り共有がされていない形になっておりますけども、いわゆる今後に取り組みます事業の中には、条例の中にもきちっとその辺は明記しておりますので、メニューの中で当然、今度は産業振興会議のメンバーを募っていくわけですけども、そういう人たちも十分配慮しながら組織立てをしていく準備をしておりますので、その中で議論していききたいというように考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） ちょっと後先になって、あっち行ったりこっち行ったりで申しわけないんですが、49ページに国道のツバキ環境整備委託料、これ建設課長かなと思ってるんですが、これは滝から与謝にかけての176の道路の東西といいますか、両ふちにツバキが植栽をされておりますので、この環境整備かなという気はしておるんですが、この辺のちょっと状況の予算化をされた背景といいますか、そのことをお願いできませんか。課長ですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問にお答えいたします。今、49ページの町の花と木の普及事業ということで、国道のツバキ環境整備委託料30万というのを計上させていただいております。これにつきましては、町の花木でありますツバキ、いわゆる今おっしゃいましたバイパス沿いのツバキの剪定ですか、そういったものをさせていただきたいと思って、夏になりましたらツタみたいなのがたくさん絡まりまして、なかなかツバキの姿が見えないというような状況もありますので、そういった意味で環境整備としておりますけれども、そういったものを取り除くというのがこの予算になっております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 椿サミットのお話を聞かせていただきまして、これを本町で数年後に開催ということになりますと、これ非常に重要なポイントになると思うんですが、現在あの中ではもう数本が枯れてますね。その分は植えかえていただくとか、植えかえられるとか、あるいはそのことも含めて今、夏の草を刈るというお話でございましたけれども、もう少し延長されるというような、そういうふうな計画というのは、この椿サミットまでも含めて、その辺は課長、どうですか。

議長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） 椿サミットが開催されますまでには、今、勢旗議員がおっしゃいました枯れてるやつもあるといったものもございまして。そういった現状も把握いたしまして、今年度は30万ということですけども、今後に向けて整備がしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 総務課長さんにもう1点お尋ねするんですが、24ページでしたか、屋外広告物の規制がございましてね。これは課長のところが所管かと思ってるのがそうではないんですか。建設課ですか。あ、そうですか。これはこれでいいんですけども、私以前、今、町が立ててる看

板ですね、屋外広告物、これ自体がもう手を加えないといけないようになってるところが相当あるんですけど、それを町長に一般質問でお願いしましたら、何かお考えいただくような話だったんですが、今年度の予算の中でそういった分が活かされてる分がありますかどうか、ちょっと課長のところと商工観光課と総務課ぐらいかと思っておるんですが、どうでしょう。いわゆる今ある看板で町が立ててるのがありますね。しかし全く絵が消えてる、字が消えてる、そういう分があるんですけども、その改善を今年度の予算に出てる場所はありますか。

議長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） 私たちの所管につきましては、とりわけユースセンターの関係で、国道からの誘導看板があるというふうに皆さんご存じかと思えますけれども、それが非常に見えにくいという指定管理からの要望がございまして、修繕の一つとしての計画の中に上げておりましたので、ことし実施がしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それぞれお考えいただいている部分もあろうかと思いますが、一つそういった部分もこれからの中でお考えいただきたいと思っております。

それでは、せんだって浪江議員さんからも質問があったわけですが、161ページですね、住民生活に光を注ぐ交付金、ちょっとどなたのところをご担当かわからんですが、この地域活性化交付金についてお伺いしておきたいと思っております。幾つかの案について検討されて、この案になったと思っておるんですが、その辺のお話が少し報告いただけませんか。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。ちょっと答弁になるかどうかちょっとあれなんですけど、161ページについての光を注ぐ交付金の事業でございまして。この事業で250万計上させていただきます。この内容については、適応指導教室の指導員の賃金ということで、2名分の賃金のほうを上げさせていただきます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そのことについては、浪江議員さんからこの間、質問があつてお答えいただき、適応指導教室はわかってるんですけども、私はこの国がおっしゃっておる要綱を読みますと、いわゆる今まで光が全く当たって来なかった、そういった部分をこれで何とか拾い上げたいと、こういうふうに読んだもんですから、したがって、この例示を読みますと、DV対策でありますとか、児童虐待であるとか自殺予防等の弱者対策、技術支援等というふうなことがうたわれておるんですが、この適応指導教室は、これはもう町としても今までの重要な位置づけをされて要綱もございまして、それで実績として私は上がってきていると思うんですけど、このものをここに持っていかれたことは、私はどうもちょっと、もう少しお聞きしたいなと思って今これ質問をしておるんですけども、もっと幾つかこれに至るまでにはそういうテーマがあつたのではないかと、このことを少しお聞きしたかったんですけど、そのところは課長、どうでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 住民に光を注ぐ交付金につきましては、取りまとめのほうは企画財政課のほうでさせていただきます。これにつきましては、基本的に国からの交付金を活用して、住

民の皆さんに新たな視点で光を注ぐ、主にソフト事業的なものに活用させていただくということで進めてきております。

今、議員おっしゃいますように、今の適応指導教室の関係もそうでございますし、それから、農林課が実際には行っております間伐材を利用した事業ですとか、あるいは聴覚障害者の方への防災情報などの緊急情報をお知らせすることですとか、これらを22から23年に繰り越した分で23年度に行わさせていただいている分ですとか、あるいは一たん基金に積みまして、それを取り崩す形で今回の予算のように24年度に計上させていただいている分があるということでございまして、これはこの交付金が出てきましたときに、いろいろと庁内で検討させていただきまして、今必要なことへ配分していこうということで、メニュー的には今、一部申し上げましたけれども、そのほかにもいっぱい用意させていただいたというように思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） その辺のお話、聞かせていただいたので、わかりました。幾つかのことについて検討いただいたということなんですが、それでは、この適応指導教室について、ちょっとお尋ねをしたいんですが、現在、町の適就ですね、町の適就委員会というのはどういう状況になっておって、どのように開かれておりますか。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。今「適就」という言葉はもうありませんので、「就学指導委員会」ということで旧町単位でそれぞれ組織を持って会議を持っておるということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これ自体はこれで大きな問題なんで、だから私、学校に不適應の問題とか、あるいは不登校を考えますときに、特に今回は家庭から足を運ばないということで、子供さんのところへこちらから出向いていかれるということにお聞きをしたように思うんですけども、親子あるいは、その指導者の側の信頼関係が成り立たないと、私これ、なかなか難しいと思うんですけども、現在こういったことを未然に防ぐというのは、一体、学校ではどういう指導をされておるのか、そここのところがありましたらお知らせをお願いしたいんですけど。

議長（井田義之） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。なかなか未然に防ぐというのは困難な状況でございます。本町においても、以前、率等いうんですか、数も報告させていただいたんですが、特に中学校の場合については、国平均、それから府平均より上回っております。不登校、年間30日以上それから100日以上等の生徒がおります。

学校のほうもそれぞれ体制を組んで、保護者と連携をとって指導に当たってるんですが、なかなか登校ができないという生徒がおります。そういった面で、今度「トライアングル」適応指導教室を昨年度開設しました。そういうことで、そういうトライアングルの指導員とも連携をとって、今度は家庭に向けてそういう学校に復帰できるように進めていこうという取り組みも行ってありますし、それから、臨床心理士も加わって、昨年度からそういう形でそれぞれ家庭、それから生徒、それと学校ということで、そういうふうに対策は練ってるんですが、なかなか減らないというのが現状でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長、自宅をこちら側から足を運んでいくということについては、この問題については指示者の中でもなかなか意見が分かれてるんですね、資料を見てみますと。あくまでも再登校を促すことが目的だというように考えますと、心の安定感といいますか、そういったことを与える必要があるんですが、この予算で、これは課長、大体できるということなんでしょうか。

議 長（井田義之） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。この予算ではなかなか困難でございます。今、数字的なものをいいますと、小学校で20日以上欠席児童が2名、それから中学校、3中学校なんですけど32名、そのうち30日以上欠席児童が2名、中学校は28名ということで、渋りがちの生徒もおりますので、こういう状況なので、なかなかこの予算では難しいなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それぞれのご家庭では、大きなこれはもう家庭の課題といいますか問題だと思っておりますし、それで、非常に頼りにしてらっしゃるようなんで、一定の予算を確保しながら、ひとつ十分対応していただきたいと思っております。

それでは、町長に1点質問して終わりたいと思っておりますが、以前、町長、菜の花プロジェクトということで予算化をされましたことがございましたね。それで、菜の花を栽培することにはならなかったわけですけども、それがいわゆる町の所有する自動車の燃料に使っていく、あるいはその後の21年度にはBDFのいわゆる給油施設、こうしたことにつながってきたと思うんですが、ここで私はこれは終わったかなと思っておりましたが、最近の情報に接してみますと、いわゆる原発の事故の起きたスリーマイル島、あるいはチェルノブイリでの原発の重大事故で放射能がまき散らされた、そのことについて日本からNPOの方がいらっしゃる。NGOかも知れませんが、いらっしゃるんですが、そこで、この菜の花を栽培をすることが、いわゆる放射能を吸収をし、また土壌中の放射能を減らせると、こういうお話になっておりまして、国会でも菜の花議員連盟がつくられたと報道されとるわけですが、この菜の花プロジェクトを町長としては当初、先進的に取り組まれたんですから復活されるということはございませんか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 菜の花プロジェクトにつきましては、いろいろとNPOの方たちとの話の中で、そうしたところからとったあれを、今度はグリーンといいますか畑へ返していくというような発想の中で、そうしたものに組み込んでいきたいということがあって、一つのそれに対する補助をさせていただいたという経過がございます。

今おっしゃったように、ヒマワリもそういうことがあるということで、初めヒマワリでやりましたけれども、なかなかヒマワリは種子をとって、そして油を搾るところまでの作業が非常に難しいということで、そうした中で菜の花ということも出てきたと思っております。

今、それぞれのグループで菜の花をやるのか、また、その経過も含めてヒマワリをやるのか、その辺のところのまだ方向性というのは決まっておられませんけれども、ヒマワリも放射性、そうした物質を吸うということだったですけども、そうではないということが最近わかったようですし、それが菜の花だったらいいのか、その辺のところはちょっと少し、どういうものか、対放射能に対しましては、そうではなしに、与謝野町で取り組んだのは、その植物からそれ

をまた畑へ返していく、その一連の流れの中でオイルを利用すると、こういうことだったというふうに思っておりますし、これらについても今後の一つ課題といたしますか、研究課題となると思っていますので、皆さん方によくご意見を聞きながら、町としてどういう方向で進めていくのか考えさせていただきたいと思っております。

1 5 番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 7 番、谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） それでは、新年度の予算につきまして、何点か質問させていただきます。

まず最初に、予算というのは、新年度に当たりまして町長の思いがその予算に反映するんであるろうというように思っておりますけども、しかし、やっぱり過去の反省を含めて、要するに効果のない事業はやめていくと。また、住民ニーズが高い新しいものを取り入れていくと、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド、こういうことだろうと思っております。漫然と過去のものを引きずっていくほど財政の余裕はないのではないかなと私はそう考えております。しかし、予算も非常に硬直化しております。フリーハンドで使えるお金は非常に少なく、また、後世にツケを回す借金も当然限界に来てるのではないかなというように感じております。

そういった中、町長は、この平成24年度の予算で、通算7回目の予算編成をされたのではないかなというように思っております。総合計画に基づいて、まちづくりは進めておられるといえども、この折り返しの時点、今この点について、今までこの7回の予算編成の中で、町長はこういうことはできてるのではないかなと、ベンチマークとかいうようなこともございますけども、ご自身でこういう点はできておるけども、少しこういう点はまだ足りないなど、こういうことが思われてることがございましたら、提案説明をされておられますけども、町長ご自身の言葉でお聞かせをいただきたいと、このように思っております。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今回7回目の予算編成ということでございまして、その中で特に今までやってきましたのは、やはり総合計画の具体化、基本計画等に基づいて進めていくということでしたけれども、今回の予算編成は特に、昨年起こったああいいう東日本の大震災を受けまして、今までは単に地震、一番初めはそういう大雨なんかによる災害の対策、そして地震等の対策、そして今回大幅な見直しを余儀なくされております、そうした津波や原発というふうには、やはり時代のとういか、年を経るごとにグレードアップしていくとういか、やはり課題が多くなってきているとうふうに思っておりますし、それらに少しでもこたえるべく、安心・安全のためのそうした基本的な考え方をもとに、それらを充実していくとうことが、特に今回の予算編成の中では、私自身は大きくとらえております。

そうした安心・安全の中でも、マニフェストに上げておりました10項目といたしますのは、大体が今、与謝野町にとってこれから先のことを考えると、今、一つの手を打っておく必要のあることだとうふうには私自身が認識をして、具体的に項目を10項目挙げてやらせていただきました。それらにつきましては、まだまだこの7年目を迎える中では充実あるいは組み立てていかなければならない課題が非常に多くあるとうふうには認識しております。

それらを達成するための一つの手法として、今どうしてもしなければならないこと、あつたら

いいなと思うようなことについては変えていく、通年的な計画でもって進めていくというような考え方で、手法としてはいつも挙げておりますように、四つの考え方、共有していく、共生していく、また循環型の経済を構築していくというような、協働でしていくという、そうした考え方を基本に、そうしたことを進めていく組み立てをさせていただいたというふうに思っております。

その中では、当然、一たんやり方の中ではそれを凍結するといいますか、一たんスクラップするという、また、それに対する違った形での事業をアップしていくという、そうした考え方の手法でもって進めさせていただいております。そうしたことの中で、本年度の平成24年度の予算編成をさせていただきました。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 昨年は、日本全国3.11こういう大災害がございましたので、日本全国どの町も、やっぱり安心・安全なまちづくりということは主眼に置かれ、いろいろな防災対策を、これもお金がたくさんかかることですが、そういう形で進んでおることは間違いないというようには思いますが、それと、過去からずっと見てみますと、やはり気になるというか、特徴的なのは、やはり福祉ですね、これが非常に充実をされてきたんではないかなという点の一つ考えられます。

もうその反面、やはりいろんな議員さんもおっしゃられてますけども、産業振興ですね、これがなかなか、これは私も何度か申しましたけども、なかなかそう一長一短に難しい問題ではあると思います。京丹後市の赤坂工業団地ですか、膨大な土地が工業団地がございまして、これもなかなか進んでないようございまして、やはりこの地方で新たな産業や企業誘致というのは非常に難しいというように感じております。しかしながら、やっぱり経済は生き物ですから、産業振興会議ですね、若い方に私はぜひとも頑張ってもらって、みずから行動を起こすような形で進めていただければ非常にありがたいなというように思っております。

そこで、ちょっと雇用についてお尋ねをしたいなというように思います。以前、福祉も産業であるということはおっしゃっておられました。私も言ったかもわかりません。今般の中小企業の振興会議というのも、名称を変えて「産業振興会議」という名称に変わりました。これは一つはやっぱり福祉も産業であると、農業も産業であるというような観点からこういう名前が変わったんではないかなというように思っております。

私ちょっと与謝野町の統計書いうのをネットでちょっと検索しまして、こういう分厚いやつが今ネット上でありますけども、この中で雇用というところをちょっと見させていただいたんですけども、このデータを見ますと工業部門は30%から40%ほど従業員数というか雇用者数が減っておりますね、ちょっと古いデータではありますけども、小売業、卸業ではそんなに減ってないと。しかし、福祉関連ですね、これの従事者が一体どれくらいふえておられるのかどうか、これ平成18年の資料ですので大変古くて、新しいそういうデータをお持ちであれば、ぜひお聞かせをいただきたいなというように思ってます。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、福祉の関係についての従事者ということでご質問をいただきました。私のほうの資料もちょっと手元にはきょう持って上がってくるのを忘れたんですが、私の頭の中では、現在、福祉の関係は医療関係を除きまして350名の方が従事をしていただいている。これは正

職員の従事者ということですので、これプラス臨時の職員もかなりあるというように思いますので、ちょっと資料を持って上がってくればよかったんですが、今、私の頭の中にあるのはその数字です。この人数についても22年当時のデータでして、23年にも新たな施設等がふえておりますので、その分についてはまだ若干この中にカウントしておりませんが、今の状況としては、大まかな数字としては以上の数字でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） このデータによりますと、総数が1万67人になってるんですよ、平成18年ですね。一番多いのは製造業で3,401人、その次が卸小売業で1,893人、3番目が医療・福祉なんですね。1,029人という数字になっております。これ平成18年がこれですから、私は今現在、この1,029人がいかに伸びてるのかなというのはちょっと知りたくて質問をさせていただきました。

いろんな施設ができておりますから、当然、福祉関係で働いてる方がふえてるんじゃないかなというような感じがしてます。先ほど三百数十人というようなお話もちょっと聞かせていただきましたけども、もう少し医療・福祉で近年のデータがありましたら、ぜひ調べていただきたいなというように思ってます。

それと、今回この加悦加工場の跡地で、福祉施設ができますけども、福祉・医療の分野では非常に人材が不足していると、不景気だ不景気だと言われてる、仕事がないと言われてる中で、この医療・福祉の関係では非常に人材が不足していると、こういうように聞いております。今回のその福祉施設ですね、加悦加工場にできる福祉施設、これ大分前ですけども、募集のチラシがこういうのがちょっと入ってございました。このチラシがありますけれども、この福祉施設ですね、雇用の状況はどうなっておるのか、わかってる範囲で結構ですのでお聞かせいただきたいと。

議長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） この雇用の状況です。今までから地域共生型の施設ができれば、大体80名から90名の方がここで新たな雇用が生まれるということを知っております。そういった中で、この福祉施設、全部そろって、この募集うんか説明会をされて、多くの方が見えられておりました。そういったことで、今、新しくされる施設等については、一定もうことし予定としてはその施設全体が9月30日完成ということで進んでおりますし、雪等の影響で若干おくれる、今年中に完成できたらなというようなことを進めておられますけれども、その施設ができれば、それから雇用というのではなしに、もう既に研修等も含めて雇用されとる事業所もあります。

そういったことで、今申し上げました80名程度の雇用に対して、どこまで雇用が進んでいるかということは、それぞれの施設からお聞きしておりませんが、もう施設ごとにやはりもう既に採用されて、先ほど言いましたように研修をされとる部分もございますので、そのオープンに向けて着々と進めていただいているというようなことはお聞きをしております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 実態がどうであるか、ちょっと課長の口からお聞きをしたんですけど、これによりますと、募集人員が介護職員常勤20名、看護職員常勤3名とこういうぐあいに募集をされておられます。これは一体埋まったのかどうか、大変ちょっと気になっておまして、そのところ課長、わかりませんか。

議長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） 大変、今、募集の内容も言っていましたけれども、私どもとしては最終的に、今の段階での人数等をお聞きしておりませんので、また調べまして報告させていただけたらというように思っております。

それから、先ほど申し上げました福祉従事者の関係なんですが、これは私が申し上げましたのは、町内にある事業所での働いていただいている人数ということでございますので、町外のほうにもいろんな施設のほうに働いてもらっておりますので、そういった方については、私が申し上げました数字の中には入っておりませんので、先ほど議員さんが紹介していただきました多くの人数が福祉に携わっていただいているということで、私の申し上げましたのはあくまでも町内で働いていただいている町内にある福祉事業所で働いている正職員の数ということでご理解いただきたいというように思います。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） こういう職場ですね、なぜ雇用が進まないのかなというように、私はちょっと疑問に思ってるんですけど、その内容がどうであるのか、例えば介護ヘルパーの資格を持っておられる方は、非常に多くの方が持たれてるというようなことをちょっと聞いております。しかしながら、そういう方が福祉の仕事に携わっているかというところでもないような状況が非常にあるみたいですので、この辺の状況がなぜそういうような状況になってるのか、課長が思っておられることがあったら、例えば賃金の問題なのか、仕事の非常に重労働というようなことで、なかなか敬遠される方が多いのか、その辺の実態というのをどうなのかご存じであれば聞かせていただきたいなと思うんですけど。

議長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） この仕事をされる方の資格等については、やはり介護職が多くなっておる関係で、やっぱりヘルパーの資格を取っていただかなければならないということがございます。ヘルパーの資格も2級以上ということになりますと、勉強の面で1月間、それから研修が2週間ほど行っていただかんなんということがあって、かなり多くの時間を費やしていただかなければなりませんし、また、欠席をされますと欠席時間等によってはもうこの研修はだめだというようなことがございます。そういったことを含めまして、社会福祉協議会のほうとしましても、今までから報告させていただいておりますように、ヘルパーの研修等について30名程度、毎年行っていたいておりますので、その方が育ってるわけなんですけれども、それプラス一般の研修機関もありますので、そういった研修を受けて資格を取っていただいております。

ただ、年齢等の関係がございまして、その研修を受けていただく方については、やっぱり60を少し超えた方等もございまして、やっぱり企業側としますと60までの方の採用ということがありますので、研修を受けてもどうしても入りにくいところ等についてはあるというようなことがあります。

それと、仕事の内容なんですけども、今現在の第4期の計画を立てたときに、やはり本人さんの賃金等が少ないということで、最低1万5,000円程度は月に賃金を上げようということで国のほうも力を入れて、そういった部分について事業者のほうも支援し、また、介護報酬単価も上げたというような経過がございましてけれども、やはりそれでも報酬単価としてはまだ一般に比

べるときついという仕事に比べまして報酬単価が少ないというような状況かなというように思います。

しかし、近年はだんだんこう、若い方もこういった事業のほうにご理解をいただきまして、就職も若い方、例えば専門学校を出た方等についても就職をいただいているという現状もございますので、そういった方が長く勤めていただけるような事業所の体制なり、また報酬単価がそうあればいいなというように思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私、所管以外ですので、もう少し福祉課長にお尋ねをしたいなと思うんですけど、資料の40ページの同じ関連したことなんですけど、地域福祉空間整備事業ですね、3,920万2,000円ですか、これも福祉課から資料をいただきまして、利子補給は865万9,000円、外構工事が3,000万円、下水道の負担金が54万3,000円ですか、この内訳も聞かせていただきました。そこでちょっとお尋ねをしたいなと思うんですけども、この利子補給ですね、限度額が1億円で2%の範囲内ということでございますけども、今回、八百何十万ですかね、予算が計上されてますけど、返済期間が関係すると思うんですけども、借入れ残高がゼロになるまで利子補給額の総額というのは、一体どれぐらいになるんですか。

議長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、私どもで計算しております利子補給額の総補給額については、1億8,652万円、1億8,652万円を補助させていただくということになっております。一つの法人については最高額の1億円になりますし、あとの法人については1億円以内ということでございます。この利子についても、福祉法人とNPOと若干、借り入れの利子率等も違いますので、そのあたりも含めて、今はじき出した数字が以上の金額でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私も以前、質問させていただいた中で、課長のほうもちょっと答弁の中で、以前は建物コストも全額補助というような形があったんですけど、今回は利子補給ということで補助をさせていただくということはお聞きして、うん、なるほど。京丹後市でもそういう例がございましたんで、そうかなというようにお聞きをしておりました。

そこで、もうちょっと突っ込んでお聞きしたいんですけども、この施設は要介護の非常に高い方というか、4から5の方が入居されると、いろいろ家庭のご事情とかも加味されると思いますけども、入居者は60人というようにお聞きしております。そこで、1人当たりの介護保険からの事業者収入というのは、一体どれぐらいになりますか。

議長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） 今までから報告させていただいたこともあろうかというように思いますけれども、大体、特別養護老人ホームといいますと、お一人当たり大体25万円程度の換算ということで、これプラス家族といいたいでしょうか、個人負担の分が若干本人さんの所得や介護度について変わっておりますけれども、この介護保険の給付費としては25万円程度ということでご理解いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） そうしたら、今ぱぱっと私、頭の中で計算しましたけども、25万円掛ける

60人掛ける12カ月と、年間こういうことでよろしんですね。1億8,000万になるんですかね。これが介護保険からの収入ということですね。

もう一つお聞きしたいんですけど、入居者の方の1割負担を入れた入居負担額というのはいくらぐらいになりますか。

議長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） この入居負担につきましても、ご承知のとおり、その方の所得等によって高額介護給付費等々がありまして、持っていただく頭打ち等がございますので、本人さんの所得状況によってかなり変わってきます。所得の低い方については1割負担が仮に30万かかったのを3万円でも1万5,000円という頭打ちになりますし、それから、もうちょっと所得の高い方については2万4,600円とか、そういった段階がございますので、これということが言えませんが、そういった大体的入居される方については、一世帯をつくれます新たな住所地を設けて一世帯になって、例えば国民年金の方でありましたら、当然1万5,000円のランクになりますので、それプラス入居費の部分、それから食事の部分等々入れますと、大体こう七、八万ぐらいが個人負担金ということになるかというように思います。

これについても、多床室4人部屋と個室というのは、またコストが違いますので、この介護度によっても違う、所得によっても違うということで、かなり計算方法が複雑になっておりますので、そういった組み立てで個人負担金が決められておるといこともご理解いただきたいというように思います。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、入居者の負担額は七、八万円掛ける60人掛ける12カ月はほぼなるかちょっと、よう計算しませんけど、今。一応、この先ほどお聞きした二つが、一応、事業で言う売り上げといったらおかしいけど、入ってくるお金ということでいいんですね。あとはそれで借り入れの返済をしたり、人件費を賄ったり、運営費ですね、賄ったりすると、そういうことで運営をされると、こういうことだというように思います。はい、わかりました。

次に、これも関連しますけども、41ページのほうですね、地域総合整備資金貸付事業、同じですかね、ふるさと融資ですね、これについてちょっとお伺いしたいなと思うんですけども、このふるさと融資というのは、何も福祉だけに限らず、町が地域のためにということであれば、このふるさと財団からの借り入れが可能だというようなお話をちょっと聞かせていただきましたけども、この貸し出し要綱といいますか、貸し出し条件といいますか、そんなアバウトなことではないと思うんですね。もう少しきちっとしたものがあると思いますけども、そこをちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですけど。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えをいたします。今回、ふるさと財団のほうから、ふるさと融資をお借りになりまして事業を展開されるということでございます。二つの事業主体の分をNPOであります福祉応援団さんと、それから与謝郡福祉会さんと両方で1億6,300万円の歳入と、それから貸付金を計上しております。一方の与謝郡福祉会さんのほうは、今後、決定していくということになりますので、利率ですとか貸し出し条件とか、これらはこれからということになります。福祉応援団さんのほうにつきましても、先の3月の補正予算でもございましたように、

23年度分と24年度分をお借りになるということでございますので、そちらのほうの借入れの条件を例にして申し上げたいと思います。

一応、23年度には2,300万円の借入れを起こされるということになっております。この条件が、この3月の末に貸し付け執行いたしますので、条件が固まっているわけですが、15年償還で、うち1年据え置きと、そういうような形です。

17番(谷口忠弘) そういうことじゃなしに、町がどうしてそこに貸し出したという、その条件を、どういう条件になるのかということ。

企画財政課長(浪江 学) ああ、そういう意味ですか。ふるさと融資を受けられる、いわゆる条件と。ああ、そうですか。勘違いしておりました。はい。

それにつきましては、融資を受けることができるのは、ということで、いわゆる法人格を有する民間事業が広く対象になるということでございます。例えば、例で申し上げますと、株式会社、それから社団法人、財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、いわゆるNPO法人、協同組合、農事組合法人、第三セクターこれらが例として書いてございまして、これら広く対象になるということでございます。

それから、そういった事業主体が事業を展開される場合の融資の対象事業の要件ということでございますが、4点ほどございまして、その要件をすべて満たす必要があるというふうになってございます。一つは、公益性、事業の採算性等の観点から、実施が見込まれるということ。それから、新たな雇用の確保が見込まれるということ。これにつきましては、市町村から融資を受ける場合は5人以上の新たな雇用ということになってございます。それから、貸し付け対象の費用でございますが、総額が2,500万円以上ということになっております。これは事業費で2,500万円以上ということでございますけども、ただし、用地取得費は除かれるということでございます。それから4点目に、用地取得の契約後、5年以内に営業が開始をされるということでございます。これがいわゆる融資対象事業の要件ということになってございます。

それから、融資の対象となる費用でございますが、施設あるいは建物の建設、取得、整備、改良、これらの事業費と、それから土地の取得、土地の造成、それから事業に必要な動産の取得、これらが融資対象としてあるということと、融資期間は5年以上15年以内、うち据え置きは5年以内ということでございます。貸し付け利率は無利子ということでございますが、民間金融機関による連帯保証が必要ということになってございます。また、償還の方法は、元金均等半年償還というようなことでございます。

議 長(井田義之) 休憩しましょうか。

ここで暫時休憩をいたします。11時まで休憩します。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前11時00分)

議 長(井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開し、谷口議員の質疑を続行します。

谷口議員。

17番(谷口忠弘) 私は、このふるさと融資にかかわることについてお伺いしたかったのは、一つは町はふるさと財団からお金をいただくいうか、借り入れる。町は事業者に貸し出すということで、ふるさと財団から見れば町は債務者ですね。事業者と町を見れば債権者と、こういう立場だと思

うんですね。そこで、この町と事業者にかかわる貸し出しの条件というものがあるはずだと思うんですけども、今お聞きした話はふるさと財団から町に対しての貸し出しの条件みたいなお話だったのではなかったのかなと、こう思うんですけど、その点についてはどうでしょうかね。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。ふるさと財団につきましては、当然、ふるさと融資のいわゆる規定を設けて、その制度を運用されているということでございます。ただ、そこに町が起債を起こして貸し付けをしていくということでございますので、町においても貸し付けの要綱が必要になるということで、与謝野町が発足当時はなかったわけですが、今回このような利用が発生してくるということから、与謝野町地域総合整備資金貸付要綱、これを設けさせていただきまして、貸し付けの対象事業でありますとか、貸し付け対象者、貸し付け額、これらについて規定をさせていただいて、これに基づいて貸し付けを行っていくと、こういうことになっております。

17番（谷口忠弘） 内容を。簡単でよろしいです。

企画財政課長（浪江 学） 内容的には先ほど申し上げましたのと重複する点がございまして、といたしまして、ふるさと融資に基づいて行う貸し付けでございますので、同様の趣旨になってございまして、いわゆる趣旨としましては、民間事業者等に供給する無利子の資金、これに貸し付け業務の実施に当たっての基準ということでございます。

一つには、貸し付け対象の事業は、町が策定した地域振興民間活力活用事業計画、これは申請者のほうが作成していただくわけですが、これに位置づけられた民間事業者ということでございまして、先ほど申し上げましたが、公益性がありまされたり、5人以上の雇用が見込まれたり、事業費が用地取得を除き2,500万円以上であったり、契約後5年以内に営業開始が行われるといったことも要綱の中にも規定させていただいております。

貸し付けの対象者は、いわゆる法人格を有する団体ということにしております。貸し付け額につきましては、1件当たりの貸し付け額はおおむね500万円以上6億円を限度ということにしておりますが、ただし、年度を越えて実施される場合は、貸し付け額は9億円を限度とするということになってございます。

それから、1件当たりの貸し付けの額ですけれども、その対象者が借り受けられます貸し付け対象費用全体に係る借入総額の20%がこのふるさと融資をうけられる限度ということになってございまして、対象者におかれましては他の貸し付けも受けられて実行されていくわけですが、その全額がふるさと融資をお借りできるということではなくて、貸し付けを見込まれる額の20%以内がこのふるさと融資の限度額になってございまして、その趣旨もこの要綱の中にもうたっております。

大体、概略的には以上のような内容となっております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） ちょっと念のためにお聞きしますが、公益性というお話がございましたけれども、法人格のある団体と言うことになりまされと、やっぱり営利を目的とした民間企業に対してもこれは貸し付けの対象になるというぐあいに理解をしてもよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。民間事業者に貸し出しをするということですので、民間事業者の場合、営利を目的としたいいわゆる株式会社等でも可能ということですので、これらも対象になるということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、ちょっと問題を変えさせていただきます。一般会計の私、補正のときにもちょっと質問させていただいたんですけども、耐震問題についてちょっとお伺いしたいなというように思っています。

耐震診断を受けられてる件数というのは非常に少ないと。対象物件が4,000以上あるのに100件程度しか診断を受けておられない。そのうちわずか3件だけが改修工事を行われたというようなことを、ちょっと一般質問の補正のときにお伺いをさせていただきました。

きょう、ちょっと丹後振興局のチラシが入っておりまして、その中で、「耐震プラスで安心プラス、住宅振興課総合支援事業」ということで京都府のほうで新たに1億4,000万円ですか、24年度の予算が加えられたそうでありまして、この内容というのは、私が前、質問したような簡易な耐震改修にも対象を広げるという意味で、新たにどんな制度が加わったのかお尋ねをしたいというように思います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、議員おっしゃいましたように、簡易ないわゆる屋根の軽量化だとか、そういった部分につきましても、そういった補助制度ができたというふうな状況になっておりまして、40万円以上の工事費の部分に対しまして、限度額といたしまして30万円の補助をするというふうになっていたというふうに記憶をしております。

ただ、この間の補正のときにも申し上げましたように、今現在、京都府のほうで細かいそういうふうな要綱をつくっていただいております。まだその部分のきちとした情報が来ておりませんので、住民向けに、住民の皆さんのほうにそういった情報を流すことができません。今、京都府のほうからも一定枠取りをしていただいております。その要綱がきちっと決まりましたならば、住民向けのほうにそういうふうな資料を配布をさせていただきたいというふうに考えております。

きちとした、いわゆる屋根の軽量化以外こういったものについて補助の制度ができるのかというふうなことにつきまして、もう少し詳しい情報を今現在、京都府のほうに尋ねておりますので、もう少し待っていただきたいというふうに思っております。

17番（谷口忠弘） それでは、よろしく願います。時間がありませんので終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、2回目の質問に移りたいと思っております。ページの指定ですが、先ほども出ておりましたが、防災計画の見直し案、それで、もう一つはがれき受け入れの問題などについて伺いたいと思っております。

今回のその質問の前提になる問題で、若干、問題や情勢について述べたいと思います。ご存じのように、東日本大震災と福島原発の重大事故から1年が経過しましたが、被災地の現状はいまだ極めて深刻であり、さらに原発事故の被害は今も拡大し、避難を余儀なくされてる人々はいまだにふえ続けています。

ところが、野田内閣は、原発事故の収束宣言を行い、原発事故の原因究明はおろか、原発の内部がどうなっているのかさえ、わからないにもかかわらず、新たな安全神話を振りまきながら原発の再稼働を強引に進めようとしているわけであります。しかし、再稼働の根拠としているストレステストは、政府答弁でも認めていますように、安全が保証されるものではなく、また、ストレステストを行う原発、いわゆる会社ですね、電力会社、そして審査する原子力安全保安員、政府の原子力安全委員会のこの3者のすべてが原発を推進する立場に立っているわけであり、このような組織によって安全性の保証などでき得るはずもありません。

加えて、京都府に隣接する福井県の大飯原発の近辺には、多数の活断層が走っており、複数の活断層の連動性について調査が現在行われている最中です。また、若狭湾では1586年の天正地震で大津波が発生した記録があり、それに福井原発の多くは耐用年数30年を既に過ぎて老朽化が始まり、大変危険な状態であると言われていています。しかも重大なことは、どの原発でも現在の科学技術では完全なコントロールができないという決定的な弱点を抱えていることも今回の大事故で明らかになりました。

このことを踏まえて質問します。まず初めに、大震災と原発の事故によるがれきの受け入れ問題について伺います。町長は、以前からちょっと質問に答えて、震災がれきの受け入れは処分場のスペースも少なく、宮津の可燃処理施設についても難しいのではないかと、こういう答弁だったと思いますが、この認識でよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな処理につきましては、今、焼却処理につきましては、宮津にお願いをして、そこで焼却している状況でございますし、今まさに、その焼却施設について、どういう、一日も早く新たなものを建設していこうという動きの中で、今の状況の中で地元のことも考えますと、なかなか受け入れていただけないのではないかというふうに思っておりますし、施設そのものが老朽化といいますか、年月が来ておりますので、そうした状況の中で受け入れるということは非常に難しいというふうに思っております。

不燃物処理施設につきましては、いろいろとございますので、一部分は可能かということも考えられますけれども、しかし、広域といいますか1市2町でやっております事業ですので、やはりそこの足並みをそろえた中での受け入れということになりますし、京都府自体も今、非常に慎重な、きっちりと安全の基準がクリアできてるんであればというふうな、それも広域連合の中でお考えのようですので、それらを踏まえて考えますと、今の時点では即受け入れるというお答えを出すには非常に難しいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、町長もお答えになったように、京都府だけでなく全国的にもこの問題は非常に足並みがなかなかすきつとしない。その要因は幾つかあります。それは、一番大きな問題は、やっぱり放射能の問題だというふうに言い切れると思っております。私たち議員団は次のように考えています、この問題では、このがれきは、復旧復興するために大きな障害になっています。ですから、全国的な協力が必要だと思っております。しかし、原発事故による放射能汚染のがれきの場合、原発事故に起因したもので、その責任は東京電力と原発を進めてきた国政府にあり、東電と国が責任を持って処理すべきものと考えています。津波によるがれきの場合であっても、あ

れほどひどい原発事故ですから、少なからず放射能汚染が広がっています。

ですから、この場合でも、三つの点を明確にして対処すべきだと考えています。一つは、通常の廃棄物として処理している放射能レベルの程度の、もしくはそれ以下であること。二つ目は処理の各段階で、放射能測定の万全を期し、そのことにかかわる体制、財源、結果の公表について国の責任で行うよう政府に強く求めること。三つ目、処理の各段階での測定数値の結果はすべて住民に公表すること。以上が受け入れの条件と考えています。そうでなければ放射能災害を再び広げることになり、住民的な理解と納得は得られないと考えています。このことと同時に、国の一方的な今、押しつけ、言い切れるかどうかは別ですが、が始まって、住民が納得できないという事態が起こるのではないかと考えています。このことも含めて課長にお伺いしたいと思います。いかがですか。

議長（井田義之） 朝倉住民健康課長。

住民健康課長（朝倉 進） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおりだと思っております。実際、福島を除いて、岩手、宮城のがれきですね、当然ながら搬出前の段階での放射能の濃度だとかいうことも含めて、きっちりした情報公開、徹底した情報公開ということは必要なんだろうなというふうに思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次に、また万一、今の状況ではあれなんです、万一、放射能汚染が国の基準以下のがれきを受け入れた場合、焼却した時には放射能が凝縮するということが言われています。この点については、私どもの情報では焼却段階で放射能を分解する設備を開発した大学があると聞いています。この国の安全基準以下であっても、こうした対応が必要になってくるのではないかとこのように思っているわけですが、この点での考え方をお聞かせ願えたらと思ってるんですが。

議長（井田義之） 朝倉課長。

住民健康課長（朝倉 進） 環境省が示しております資料によりますと、議員おっしゃいますように、焼却するとセシウムは濃縮されるということでございます。国の基準で行きますと、キログラム当たり8,000ベクレルの焼却灰を埋め立てすることができるということでございますけれども、それが濃縮されますので、償却前のがれきとしましたら1キログラム当たり240ベクレル以下でないだめだというふうな指針といいますか、考え方もあるようでございます。そういうふうなことも踏まえて対処する必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、言葉じりをつかむといかんのですけど、8,000ベクレルという話がありました。私、8,000ベクレルでも、それは一つの拡散になっていくんじゃないかということが学者のあたりからかなり出てるんですね。ですから、この点も含めて、今、申し上げました住民的なコンセンサスというか合意が要るのではないかとこのように思ってます。

次の質問に移りたいと思います。今回のがれきの処理費用についてですね、仮に受けた場合にですが、私どもは国と東電が責任を持って負担すべきと考えていますが、この点での見解を伺いたいと思っています。全部言っておきますと、放射能災害をつくり出したのは国と東電なわけで、

東電では原発推進のための、いわゆる積立金というものを5兆円もため込んでるんです。そうであるのに、原発の事故費用まで電気料金に上乗せするという事態が起こっています。まして、中小業者にとっては非常に大変な、大きな負担だということで、皆さんご存じのように新聞でも報道されてるところです。この点で負担すべきは国と東電ではないかというように思うんですがどうでしょうか。いやいや、うちの負担の問題やで。

議長（井田義之） 朝倉課長。

住民健康課長（朝倉 進） 私どものほうでは、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法という法律がある中で、その中では国が負担をするというふうなことで明言しておりますので、それに従った形で、私どものほうの負担の軽減といえますか、いうふうなことがされるのではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、僕が言ってるのは、まさに今、国が負担すると言っていますが、少なくなるというんじゃないくて、うちの負担が、町の負担が少なくなるというんでなくて、基本的に今、責任はそこにあるんだということを明確にして、ぜひ府や国にも申し上げてほしいと思います。

次に、防災計画の見直しの点に移ります。1点目の質問は、防災計画の中身、いわゆる中心課題は何か、この点を伺いたいと思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。今度の地域防災計画につきましては、大変重い見直しだというふうに思っております。といいますのが、今もおっしゃられました原子力災害といったことがございます。これは単独に原子力災害といったことが起こります。それから、地震・津波によります原子力災害対策、いわゆるこれが複合災害と一般的に言われております。そういった点で、大変今回の計画につきましては町の範囲でとどまらないということが1点あると思います。これは国、府、それから最近、関西広域連合につきましても、関西防災・減災プランといったものがされております。そういった特徴があるように思っております。したがって、地域防災計画の見直しにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、地震と津波対策の強化、それから、地震・津波によります原子力災害との複合災害に対する対策を立てていくといったことがございます。細かいことを申し上げましたが、もっとあるわけですけども、この2点がございます。

したがって、原子力災害が起きると、単に今後のいろんな生活、いわゆる農林業とかいろんな分野におきまして、多大な影響を与えてくる、しかも短期間でなしに長期間に及んでくるといった特徴があると思います。そういった事故を踏まえた中で見直しをしていかないといけないということがございます。そういうふうに、今回の見直しについては大変重い見直しだと思っておりますし、1年の計画見直しの期間を持っておりますけども、今後の国なり府なり、それから状況の変化によりましては、かなりまた期間を要するような計画の見直しになってくるんじゃないかというように思っておりますけども、町といたしましては、今考えられることを問題点、課題を抽出しまして、それから国・府との計画の整合を図っていくということで、暫定計画といった、国からすればそういった見方になるかと思っておりますけども、そういった作業を進めていくといったことになるというふうに考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁をいただきまして、つけ加えるというか、それはそれで非常に構えとしてはよくわかりましたし、するんですが、これはこの間の町税の条例改正の中でも触れましたけども、この事故、原発の事故というのは、極めて特異な特殊な事故なんですよ。ですから手が打てないんです。安全にコントロールできないんですから。こういう事故ですから、これほど体験をしたわけで、既にスリーマイル島やチェルノブイリで体験をしているのに、そのことの教訓を生かしてこなかったと、一切してこなかったと。ここが今、決定的に問われるんですね。

原発の問題はもちろんそうですけども、次に、津波の場合と避難計画については、原発の場合異なるというように思うんですね。これは大きくいって、どういうことを想定されてるか、お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） 今ご質問がありました津波と、それから原子力の災害対策について、どういった違いということでございます。原子力災害、先ほど申しましたですけども、原子力災害に対しては、もう町の範囲でとどまらない対策といったことが出てきます。特に、広域の連携、いわゆる広域の中での対策といったものが、特に重視されてくるというふうに思っております。そういった意味で、大きな違いというものはそういった点にあると思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次に、この間、お話を聞いてますと、町長の答弁では、京都は30キロ圏内をいわゆる避難区域言うんですかね、対象区域として設定しております。これまたちょっと変化が起きてるようですけども、動きが。そのエリアでないんですが、与謝野町はその30キロ圏内という対応をしたいという趣旨だったと思います。このことは積極的な意味を持ってるわけです。しかし、大きく世界的なレベルでこの原発問題を見ると、先ほども言ったチェルノブイリやスリーマイル島の事故を見たときに、放射能対策では、せめて150キロ以上と設定をして、それで、欧米諸国なんかの対応ではこの認識が半ば常識になっていると。また、福島原発の事故でも、放射能のいわゆるホットスポットというのが200キロ以上も離れたところで多発して、建材用のコンクリートやお茶、えさ、それから肥料など、多くのものに含まれていたという事件が多発しています。この与謝野町の子供を持つ母親たちは、大きな不安を抱えていますけれども、30キロという点でよいのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

課長でしょう、いや町長か、いや、どちらでもいいんですけど。

議 長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほど議員からもありました、今、UPZと言うております緊急時の措置事項ということでありますけれども、30キロということになって、それが揺れ動いておるというようにおっしゃいました。そうした中で、30キロぎりぎりに立地いたします当町におきましては、大変不安に思っております。したがって、今後の原子力災害に対する、特に避難経路の確保とか、それから当町からどっかに避難していくときの受け入れとか、そういった計画が策定されていかなければならないというふうに思っております。

したがって、何が申し上げたいかといいますと、30キロという枠組みの中では、当町のそれだけの中での対策をとるというのではなしに、原子力災害につきましては、30キロ以

内と同じような考え方を持って計画の見直しをしていかなければならないというふうに考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 30キロについては不安はあるが、しかし30キロ圏内のような計画をつくると、こういうことです。ぜひ、ここは、それ以上に必要になるいろんなことが出てくると思うので、前向きに住民の感情もよく理解をしながら策定していただきたいと思っています。

次に、防災計画の見直し策定の予算は、この予算では552万8,000円ということで計上されています。私は、大事なのは今後これに基づく対策というのが非常に付加されてくる、いわゆる追加されてくるのではないかと、追加されなければ直接国や府がやるわけでないと思いますので、この点が非常に気になるんです。この財源についてはどうなりますか。

議 長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） いわゆる計画を立てまして、それに対する対策、いわゆるハード、ソフト両面出てくるかと思えます。現在そういったことを自治体が行うに当たりまして、国の制度だとか補助だとか、そういった話は具体的にまだお聞きしておりません。そうした中で、今後、津波・原子力、津波につきましては、海岸を持っておる地域ということになります。それから、原子力に対しましては、原子力発電所の立地しているところといった全国的な規模になってまいります。そうした中で、今後につきましても、こういった対策をとるに当たりましては、国の支援なり、そういったものを私どもは当然していただきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ国にもこの点は申し入れをしていただきたいというふうに思っています。

次に、先ほど冒頭言いましたが、政府が一番うちの隣にある大飯原発の再稼働を強く要請をしています。再稼働をさせたいということをおねらっていると言ったほうが正しいでしょうけども。先にも述べましたように、危険性や重大な問題を抱え、町の災害計画ね、災害のいわゆる避難計画までつくらなければならないような原発の再稼働を私は許されないというふうに考えています。

同時に、この問題は、いわゆる近畿圏と申しますか、いわゆるいろんな関係団体からも差しとめ請求が裁判所に訴えられたり、それは去年の8月から出ているんですね。しかし、裁判所も動かない。そのもとでこの間は、いわゆる訴訟を起こす段階の、差しとめの訴訟を起こすということまで世論が広がっています。また、集会なんかも随時開かれておまして、先日も3月11日には舞鶴でも1,200人ほどの集会が持たれ、京都のほうでも非常に大きな集会が各地に広がっています。もちろん京都だけではありません。近畿圏全体がいろんな形で、マスメディアはなかなかこういう問題は取り上げていませんが、我々が集計しておる段階でも、何万人という規模の集会がずっと持たれているという点です。

そこで、町長にお伺いしたいんですが、この大飯原発の再稼働問題について、町長はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 原発につきましては、大丈夫だ、安全だということが本当にもろに崩れてしまっていて、そうした神話が崩れたという認識はどなたもお持ちではないかというふうに思います。そうした中で、非常に近いところの大飯原発が再稼働されると、これは近いとか遠いとかという

問題ではなしに、幸いなことに一昨日、その前ぐらいからUPZの毎月による風の向きなんかのデータが京都の場合、披露されておりましたけれども、その中には何とかどっちから風が、その月々の風の中では、与謝野町は本当にかすってるかどうかみたいなことですし、先ほど来、問題になっております30キロ圏外なら大丈夫なのかという、あれを見てますと、もう南丹市の、本当に京都府の中部、南部のほうにまでその風が届くと、放射能が届くというようなデータも出ております。そうした意味では、近いとか遠いとかという問題ではなしに、やはり再稼働をするということについては、今のままでは到底認められる状況ではないというふうに思っております。でき得るならば、幾ら稼働をしなくても、それがそこにあり続けることによる不安というのはずっと続くわけでございますので、できるだけというより、もう別の方向での、方法での、エネルギー確保というものを考えていっていただきたいというふうには思っております。

再稼働するかどうか、その点については、よく中身を、我々の知識も情報が余りないもんですからわかりませんが、できるだけ安全が確保されてるという、その基準をどこに求めるのかというのは、私自身はわかりませんが、できるだけ再稼働という方向じゃない形で新しい方向性を見出してほしいと思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、町長のご答弁があったので、時間がありませんからもういいですが、例のSPEEDIですよね、町長がおっしゃったのは、あれで見たときに、もう鯖街道がずぼっとそのまま来るという感じでしたよね。それから、情報が足りないという問題でありましたが、基本的に情報は今のマスメディアでは届かない。いわゆる商業新聞では届かないというのが今の現状なんです。むしろ、それを是認する風潮さえあるということを指摘しておきたいと思えます。

いろいろと情勢がどんどん世論の中で変わってきてますので、それは一定に新聞も報道せざるを得ん事態になってますけども、そのことを踏まえて、しっかりと情報をつかんで、住民の気持ちに沿った対応をしていただきたい。このことを申し上げて質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

閉めてもよろしいですか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、財政の収入面について質問いたします。所管ですので一定状況については聞いていますが、確認をさせていただきます。税務課長ですかね。当初予算ベースでは前にも質問がありましたが、比較ではいわゆるふえるという形になってはいますが、現実的には引き続き町税というのは下がっている。ただ、下がり方が緩くなってるということでもよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 野村議員のご質問にお答えしたいというふうに思っております。特に町民税の所得割のところでお答えさせていただきたいというふうに思っております。

決算ベースでいきますと、19年度のときに7億4,000万円程度、それから20年度で7億5,000万円程度、それから21年度で6億9,000万円程度、それから22年度で6億3,000万円程度の決算になっておまして、徐々に減っていったというふうな状態になっております。

このような状態の中で、23年度当初予算を見積もらせてもらっておりまして、その落ち込みの中で見ておりましたので、23年度の予算が落ち込んで見込んでおったということとございます。それと比較しまして、今回24年度で2,300万円程度ふえておりますけれども、景気としては、ずっと底を行って、ちょっと横へ行ったようなイメージを持っております。

議長（井田義之） 1番、野村議員。

1番（野村生八） 全国の所得の平均のデータなどを見ますと、平成9年の469万円を頭にして、ずっと下がってきて、400万円まで全国平均が大きく落ち込んだと、そこから若干上回っているんですね。しかし、当町では、今ありましたように、引き続き厳しい状況が続いているというのが実態だろうというふうに、当初予算で受けとめました。

それで、とりわけこういう厳しい経済的な状況が続いているときに、さらにそれに追い打ちをかけるのが、消費税の増税になるだろうというふうに思っています。その点で企画財政課長にお伺いいたします。14ページに地方消費税交付金、これについて2億4,000万円ほど計上されています。この地方消費税交付金というのは、どういう内容で市町村には交付されているのか、その点をまずお聞きします。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。平成24年度の当初予算におきましては、今、議員ご指摘のように、14ページ、15ページでございますけれども、地方消費税交付金を2億4,376万円計上させていただいております。これにつきましては、消費者の皆さんがお支払いいただきます、いわゆる消費税、現在は5%でございますが、そのうちの1%が地方消費税に充てられるということになってございます。その地方消費税に充てられる1%のうち都道府県がその半分を、市町村がその半分を受けるということでございます。したがって、市町村には5%のうち0.5%分がおりてくるということでございますが、その配分につきましては、人口及び従業者数に応じて配分が計算をされまして交付をいただくという内容になっております。

議長（井田義之） 野村議員。

1番（野村生八） 今、答弁がありました1%が都道府県ということで、京都府に配分されます。そのときには、消費動向など、いろんなデータをもとにいわゆる京都府で払われているであろう消費税分というのが計算されて、そのうちの1%が京都府に配分される。京都府においては今、言われた市町村へのその半分を配分するときには、人口と従業者数ということで配分されているというふうに思っております。人口だけならいいんですけども、いわゆる従業者数ということになると、現状では、いわゆる都市部ですね、こういうところに偏在するのではないかとというふうな意見も出ています。

いずれにしろ、そういう形でこの地方消費税交付金というのは、一定、与謝野町で消費税が払われている。それを基準に配分されてると思うんですが、今の答弁だと0.5%ということですから、5%の消費税というのは、その10倍、いわゆる24億を超えるというふうに大ざっぱに言えば言えると思いますが、それでよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。単純に申し上げますと、そのようなことになろうかと思っておりますけれども、現在の配分の方式によれば、人口と従業者数、これで配分がなされてくるとい

うことをございますので、なかなかそういう単純にはいかずに、それらの数によって強弱が出てきているものというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 大ざっぱに言えばそういう感じになると思ってるんですが、そういう目線で見れば、与謝野町の個人、法人含めた町税が、予算では7億5,000万円、それに対して消費税5%分が24億円を超えているわけですね。この地域ではいかに多くの負担になってるか、そういうことが言えるというふうに思うんです。これは、大体この目線で見れば、いわゆる都市部であればその負担割合は低いんですね。法人税から見た消費税の負担割合は都市部になればなるほど低い。しかし、田舎になればなるほど今のように消費税よりも町民税が低くなって、それがどんどんどんどん低くなるというのが全国の実態になっています。これほどやはり消費税というのが、いわゆる弱いものに負いかぶさっているということになってると思うんですね。これがさらに5%になった場合に、商工観光課長ですね、どれだけこの当町の経済に、あるいは町民の暮らしに負担になるのかと、いわゆる簡単に言えば、これが24億円、さらに消費税としてなくなる、その消費が減るというふうに思うんですが、これについてはどうでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。非常に難しい質問でございますけれども、その中で、各事業所がいかにこの消費税に係る部分での循環を図っていくかということも一つあるかなというふうに思います。

消費税につきましては、私の認識では年間総括という形での流れになろうかと思っておりますので、そういった中で事業所がそこをどのように受けとめて、どのように運用をしていくかということも一つのポイントになろうかと思っております。ただ、それは事業所だけの話でございますので、消費者についてはダイレクトにそのものについて負担がかかるということになりますので、消費がいわゆる低迷していくという格好になろうかと思っております。そこの辺のバランス的なことが、私も専門的ではないのでわかりませんが、そういった動きが単純に考えても出てくるかなというふうに思っておりますので、そのあたりの分析は十分していかなければならないというふうに思っております。

議長（井田義之） 1番、野村議員。

- 1 番（野村生八） 余り明確な答弁じゃなかったんじゃないかと思ってるんですが、最終的には消費者に全部それだけのものがかかってくる、かぶってくる。1人当たり10万円ですから4人家族だと40万円、毎年40万円の消費税が新たにかかってくる、合わせて80万になるわけですね。それだけ物を買う力が消費者になくなっていくわけですね。それだけでも商売人にとっては大変な対応になりますし、加えて、この5%が転嫁できないんですね、商売人が。内税になってから特にできない。そういう意味で先日、宮津の商店街を訪問した結果では、今度5%上がって10%になったら、もう営業できないので店を閉めるというね、そういう方が7割、8割ぐらいに上がってるというのがありますね。今、課長が言われた答弁とは、大分これは意味が違うと思うんですが、そういう実態はうちの業者ではないという意味でしょうか。

議長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） 逆を言えば、消費者に対しては、今、野村議員のご指摘のとおりだというふ

うに認識しておりますけれども、業者については厳しい言い方をしますけれども、その中でどういうふうに運用していくかということについては、検討していただくことも、流れの中で店がつぶれていくということではなくて、現実そうですけれども、やはりその中で努力していただくということについて、私の思いとしては頑張っていたきたいという意味合いでの答弁をしましたので、ずれがあったかと思えますけれども、私の思いとしてはそういう思いであります。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 中小企業振興基本条例をつくったわけですね。今の答弁はそういう理念と私は合わないと思うんですね。そのときにも言いましたが、大事なのは職員が業者をしっかりと訪問して、どういう状況にあるのかを、今度は振興会議にしっかりと情報提供していただいて、そしてそれにマッチした施策を打っていただくということが期待されてる。

今の話では、さっき指摘しました5%の今の消費税も転嫁できなくて業者の負担になっている。これがさらに5%ふえれば、もう営業できないという声がいっぱいあるわけですね。与謝野町にはないということかということ聞いたわけですが、どういう状況なのかを聞いて、その状況に合わせて、町はどのような姿勢をとるのか、理念を持つのか、ここが大事だと思うんですが、今の課長の答弁にはありませんけれども、これ中小企業振興基本条例の理念に合った、さっきの答弁ですか。

議長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。極論を申し上げてるかというふうに思いますけれども、当然それぞれの役割がございますので、そういった部分については、十分目通しをしながら、現実を知りながら、それぞれの役割で、どういうふうに現状を打開していくかということは十分していかなければならないというふうに思いますが、私が申し上げておりますのは、現実的にそういう状況になると、それを阻止するというようなところまでの議論ではなくて、結果的な話で私は議論を今させていただいておりますので、非常に厳しい状況でありますけれども、その中で企業者の役割という部分については、ただそこから逃避をするのではなくて、頑張っていたきたいという思いも含めて、今、答弁しております。

それから、行政も当然それに対しての対策というものを十分、企業との連携を図りながらやっていきたいという思いを伝えておりますので、ご理解をいただければというふうには思います。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 与謝野町では、こういう形で、今までからも当然、努力していただいて、さらにこれから新しい形での取り組みを始めようという、そういう段階だろうと思っています。しかし、こういう努力が、この消費税5%のアップでほとんど無駄になるどころか、一町の取り組みではどうともならんほど経済がガタガタになるというのが今のこの当初予算の数字を見れば、私は言えるのではないかなと思うんですが、こういう問題について町長、こればかりできませんので、最後にお聞きをしておきたいと思えます。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今おっしゃったように、そういうことによりまして、消費税が上がることによって、国そのものもですけれども、我々の地方自治体も大変厳しい状況に、今まで以上になるというふうに認識はしております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 全国でそういう声が今どんどん広がっている、ふえているわけですね。ですから、アンケートをとるたびに消費税の値上げに対する反対の中身がそういう方向に変わってきています。やはり、これはもしやられるならば、経済はもうどん底まで落ちて、そして税収はさらに減る、その結果、財政危機が一層ひどくなる。消費税の増税はギリシャのような財政破綻が起こる、こういうふうになるのではないかと思っておりますので、しっかりとその辺については、ぜひ与謝野町としてどうなるのか、業者がどういう状況にあるのか把握しながら、今後、取り組んでいたきたいということを指摘をしておきたいと思います。

次に、総務課長に先に質問をいたします。既にこれも委員会では聞きましたが、前にほかの議員の方も取り上げておられました給与システムですね、これを変更するという出されました。もう一度確認しますが、委員会のおきにはちょっと違うように私、聞いたんですが、今回の本会議の答弁では、今のKKCをやめてTRY - Xに変える予算だということでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 野村議員のご質問にお答えいたします。今、野村議員がおっしゃいました町村会のシステムを導入したいということで予算計上をさせていただきました。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 企画財政課長に質問します。67ページにはそういう中で、京都府の基幹システムの開発に対する負担金ですね、これが計上されています。それに対する資料をいただきました。一定ほかの議員の質問に答えて、答弁をされました。これについても私の思っていたのと答弁の内容は大きく違いました。委員会で聞いて内容がわからなかったのでロードマップ出してほしいということで詳しい内容を出していただきまして、ようやくわかったんですが、既にこの負担金は前から出ていると思うんですね、少ない金額であっても。当然、負担金を出すんですから、この府の基幹業務システムに変えるということになるんだろうと思っておりましたが、あのかのときの答弁では、今からどちらにするか決めるという答弁だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。当初予算に計上させていただいております3,100万円の予算書、67ページでございますが、京都府市町村基幹業務支援システム導入負担金につきましては、この金額につきましては、一応、京都府の府内市町村の共同開発に基づく導入負担金として計上をさせていただいておりますが、現在のところ、町村会のシステムと比較検討を現在も行っておりますので、どちらを導入していくかは今のところ、まだ未決定ということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 未決定、どちらを使うかまだわからない段階で、なぜ給与システムをTRY - Xに変える決断をされたのか、そこがよくわからないんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。給与人事システムにつきましては、総務課のほうで扱っておりますけれども、情報システム全体の関係で申し上げますと、今、先ほど私が答弁させてい

ただきました基幹業務システムにつきましては、税、それから住民基本台帳記録、これらの基幹業務に係るシステムということでございます。これにつきましては、今のところどちらにさせていただくかは検討中ということでございますが、人事給与システムにつきましては、いわゆる財務会計のシステムと大きくかかわってきて、予算関係を担っておりますので、したがって、現在、財務会計システムを運用しております町村会のTRY-X、ここと人事給与システムについては連携を図っていく必要がございますので、町村会のほうを、人事給与システムにつきましては、導入していくということでございます。先ほどの基幹業務システムと財務会計システムとは全然別物ということでございますので、そこは連携をする必要はないということから、双方違った形になりましても、その方が得策であるというふうに判断をしているところでございます。

議長（井田義之） 野村議員の質疑の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。24年度予算に対するの野村議員の質疑を続行します。

野村議員。

- 1 番（野村生八） 午前中に役場の業務を進めるコンピューターのシステムが、全体が一元化されるよりも別にしたほうがいいという答弁があったんですが、ちょっとイメージ的によくわかりませんので、もう少しなぜそうなるのかお聞きをしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。平成24年度の当初予算に、基幹業務のシステムの導入と、それから人事給与のシステムの導入、両方を上げさせていただいておりますが、人事給与につきましては、町村会のシステムを採用していくという方針を固めております。基幹業務系につきましては、町村会、それから京都府の共同開発、いずれかを検討中ということでございます。

この基幹業務系につきましては、住民基本台帳、それから税、これらを中心としました役場業務のいわゆる基幹業務を担うものでございますが、これと人事給与システムとは連携を取る必要が特にないということでございます。人事給与システムにつきましては、現在、運用しております財務会計システムと連携を密接にとっていく必要があるということから、現行の財務会計システムである町村会のシステム、これに合わせていく形で、人事給与システムにつきましては導入を図っていくことが業務上、適当だということと、それから、また後ほど総務課長からも説明があろうかと思っておりますけども、コスト的な比較もさせていただいた上で、そのような方針を固めさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今の答弁は、現状の給与システムが財務会計システムとの連携だけで、ほかと連携がないということですが、京都府のこれについては、基幹業務以外に福祉系ほか、綾部であれば2007年から文書管理が始まって、統合財務会計、税、それから総務事務、それから2010年に福祉、そういう形で進めておられます。そういう形で全体の業務開発がされるわけですね。それらと、例えば財務会計自身がほかの福祉と連携する必要がないということでしょう

か。

議長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） 財務会計システムとそれから、基幹業務系である今回24年度で上げております住基・税系、そして25年度で予定しております福祉の基幹業務系、これらと財務会計とは全く別物という解釈をしておりますので、その連携をとる必要はないのではないかとということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） それぞれの課が同じ財務会計で福祉を、例えば京都府の福祉系を使っておった場合に、それを使って財務を一連に処理できるというふうなことが言われておるわけですが、そういうことではないということですね。

ちょっと時間がなくなりますので、次に行きます。この負担金3,100万あるんですけども、これはどういう基準で払うのか、また今のお話ですと、全く使わなくても払うということになるようですが、なぜ使わないのにそれを払わなければならないのか、使わなければちょっとこれが安くなるとかということもないみたいですが、その辺はどうなってますか。

議長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。この基幹業務につきましては、合併をして24年度で7年目を迎えるということから、システムにつきましても更新をしなければならない。また、端末、サーバー等についても更新をしていかなきゃならない。そういう時期にあり、いずれかのシステムに新たにシステムを導入していかなければならない、そういう状況にあるという中で、京都府内では町村会のシステムと、それから京都府内の市町村が共同で開発されたシステム、双方あって、そのどちらかにということでございますが、今回の基幹業務系の3,100万円の導入負担金につきましては、一応、京都府の共同開発による負担金という形で見込ませていただきまして計上をしております。この3,100万円の中身でございますけれども、京都府の市町村基幹業務支援システムの初期導入負担金、今回は住民基本台帳及び税、これのシステムでございますが、これの基本パッケージが2,880万円というふうに見込んでおります。3,100万円との差の分につきましては、幾つかのオプションを入れる必要がありますので、それが加わって3,100万円という額を計上させていただいたということでございます。

この2,880万円の初期導入負担金の基本パッケージ分につきましては、京都府の共同開発をしている市町村との共同負担ということになっておりますけれども、一応取り決めがございまして、住基・税系につきましては、人口の規模によりまして、それぞれ額が定められております。当町は1万人を超え3万人以下の人口規模にございますので、ここの人口規模に属する市町村の場合、2,880万円の住基・税系の初期導入負担金が必要と、そういう取り決めをなされておりますので、ここに参画をする場合には、これが必要になってくるということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） これにも書いてありますけど、先ほど答弁もありましたけども、その基幹業務そのものをどちらにするかまだ決めてないということでしたよね。決めてないのにこの負担金をなぜ、そしたら払うんですか。そのパッケージを買うという、この負担金は今、言われた2,880万円にオプションをつけたパッケージを買う負担金ということですか。

議長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

一方の町村会のほうに入りましても、当然、初期導入負担金というのが必要になってまいります。その負担金の双方のコスト的な比較と、それからシステムを現行のシステムから新しいものに移行していくための、いわゆる考えられるいかなるリスクを考えた上で、双方どちらかに有利なほうに決めていきたいというふうに考えております。

1 番（野村生八） 答弁になってない。まだ決めてないのに何で買うんですかという。これを使うと決めてないじゃない。

企画財政課長（浪江 学） 一応、町村会のシステムと、それから京都府のシステム双方、これまでいろんな見積もりをいただいたり、業者さんのほうからご提案をいただいておりますけれども、どちらが有利であるかはまだ決めかねているということでございます。24年度の……

1 番（野村生八） 予算計上か。

企画財政課長（浪江 学） はい。24年度に入りましてから、早い時期にどちらが有利かを判断させていただいて、決めたほうで導入していくという考え方をいたしております。そういう考えでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ようやくわかりました。そしたら、TRY - Xにもし決まっても、この費用以下でやれるということで理解させてもらったらいいでしょうか。

議長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。TRY - Xいわゆる町村会のシステムにつきましては、現行のシステムと全く違うシステムに変えるということになりますので、そういう中で見積もりはいただいております、京都府のシステムよりも安い見積もりにはなっておるんですけども、その今、申しあげましたシステムが、がらっと変わる関係で、データの移行費用ですとか、連携費用といったものが幾つかのシステムにおいてまだ未確認の項目がございます。それらを確認をしていくと、京都府のシステム導入負担金とどうなるか、そこのところはまだ見えてきていない部分がございます、コスト的にどちらがどうなるかというのが、まだはっきりとはつかみ切れておりません。したがって、つかみ切れているほうの額を計上させていただいているということでご理解いただきたいとします。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 総務課長にお伺いいたします。この給与システムをいわゆるTRY - Xと連携させるためのシステムができれば、そのまま使い続けられたわけですね。それができなかったということで、TRY - Xに変えるほうが有利だったということだと思んですが、その内容をもう少し詳しく教えてください。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ちょっとご質問の趣旨が、ちょっと私、理解をしてないわけですけども、財務会計システムは町村会のシステムでございます、現在。それから、給与システムはKKCのシステムで新町になりましてから発足しております。先ほどからありました、いわゆる基幹系の業務というのは、住民情報を扱うものが基幹系のシステムになります。それから、財務会計給与システ

ムは、いわゆる庁舎内の住民情報を必要としないといったことをございますので、基幹系と財務給与システムは別のものといったことを浪江課長が説明をさせていただいたと思います。

今回、町村会のシステムを採用していこうという判断をさせていただきました中には、いわゆる先ほど連携と申し上げております、端的に申し上げましたら、財務会計で打ったものを、またさらに給与システムでも手作業でやっていかなきゃならないと、データ移動の面でどうしても乗り越えられない壁があったということをございます。それではじゃあということで、KKCもその町村会の財務会計との連携ができるようにといったことの比較検討もさせていただきました。この人事給与システムにおきましては、給与につきましては68項目、それから、人事につきましては24項目、それから、今後、どうしても今、大変手間がかかっております臨時職員の掌握するためのシステム、こういったものを含んでおりまして、それらの項目も21項目で、それぞれ町村会KKCといったことで、比較検討させていただきました。その中で、どうしてもKKCで対応できないと、やはりこれは新たなシステムを開発しなければならないということもありました。

そういったことも除きまして、それぞれ町村会とKKCに見積もりもとらせていただきました。勢旗議員に答弁をさせていただきました。そうした中で、KKCと町村会におきましては約400万円の差が出まして、町村会のほうが、いわゆる安いといったことがございます。そうした関係で、町村会のシステムを導入していこうという判断をさせていただきましたですけども、今後これには人事評価システムというのがございます。これにつきましてもKKCはちょっと対応できないというお答えもいただきました。これは未来を見ておるわけですけども、そうした中で今回、町村会とKKCの間の中では、どうしても町村会のほうが経費的にも安い、それから、同じ町村会同士のシステムといったことで導入を決定いうんですか、今後、導入していこうという判断のもとに、1,348万円の予算を計上させていただきました。

お答えになってるか、ちょっとあれですけど、以上です。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 合併時にもKKCかTRY-Xという問題があつて、盛んに議論しましたが、KKCは大きな会社ですね、後のアフターも十分できるというふうな話もされて決まった経過があると思います。そういうことを経験しているものから見れば、今のKKCの対応というのは全く無責任な対応にしか聞こえません。

それで、それはそれとして、この綾部でこれだけ進んでるので、ちょっとお話を聞きましたら、そういう意味もあるのかもしれませんが、KKCというのは、大きな都市にはいいかもしれんけども、小さな町にはなかなか合わないということはないんですけども、使いにくいというね、ではないかというふうな意見も聞いたんですね。そういうふうなこともあつて、今の京都府が進めているこの基幹業務支援システム、基幹業務だけでなく、さっき言ったようにすべての業務が、サブシステムを含めて、地図システムも何もかもつくられるわけですけどもね、全体がこの町にふさわしいのかどうか、またそのKKCが親切にそこで補完できないものを対応していただけるのか、非常に今の話だけ聞いている範囲では、どうなんかなということもお聞きをします。

十分24年中にということもありますけども、24年の契約期間が過ぎるにしても、それを延長してでも、もし間に合わなければ、十分検討していただいて、また途中で変えんなんということこ

とのないような、そういうことで取り組んでいただきたい。非常に引き続きまた大きな負担金が出てくると思うんですけどね、いうふうに思っていますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） そのあたりは十分、それこそ検討材料とさせていただきたいというふうに思っております。将来、負担につながらないようにしなければならないのは、もう当然のことです。ですので、そこはひとつ十分考えていきたいと思っております。

それからまた、現行の運用してまますシステムがKKCのシステムということでございます。したがって、これとまた全然違ったシステムを導入していくということになった場合に、業務上の混乱なり障害なり発生する可能性もリスクとしてあります。イコール、それは住民の皆さんへのご迷惑になるということもございますので、そういったことも含めて全体を見て、十分慎重に判断していきたいと思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、24年度の当初予算の一般会計の質疑をさせていただきます。

まず最初に、245ページのデジタル防災行政無線設備工事費1億8,758万円ですか、これにつきましては、総務省が大規模災害や救急活動の件数の増加と、それから通信の高度化のために救急業務に割り当てる周波数が不足してきたこともあって、デジタル方式の活用が不可欠として、デジタル化を進めることとして消防や救急無線のアナログ周波数の使用期限を平成28年5月31日としたものですね。

全国の消防救急無線について、150メガ台のアナログから260メガ台のアナログ無線へ移行せざるを得なくなった。それに合わせて与謝野町も平成22、23、24年度と、この3年間にかけて、加悦、岩滝、野田川と整備をしていくというものだというふうに聞いておるんですが、そこでも、今回は野田川の改修の分ということで、その予算ということなんですが、一つ、このデジタル変調方式に無線を変えると、非常に通達距離が短くなる。それから、周波数も150メガから260メガ、かなり高いところへ行くんで、余計こう見通し以外は飛んでいかんということがありまして、全国的になかなか届きにくいということが言われてるんですが、今、二つの地域を済ませた段階で、そういうようなことは実際、当町においてはどのようなふうになってるのかということについて、お伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） 塩見議員のご質問にお答えいたします。周波数帯まで、ちょっと私も専門的なことは承知いたしませんけども、現在、加悦とそれから岩滝地域で既に防災行政無線が稼働いたしております。今なかなか電波が飛びにくいといったことがございました。そういったということではございませんけども、まずは親局が役場本庁舎にありまして、それから中継局を双峰公園に1局置きました。それから、再送信局を野田川の技能訓練センターと滝の畠中神社ということで置きました。そうした中で、現在、二つの地域で実際に運用しておりますけども、特にそういった支障は出ておりません。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 特に支障がないということで、それなら安心なんです、それから、昨年の当初予算の審議のときだったと思うんですが、宮崎議員が、スマートホンを団員に何か57台配付したとかいうような話をちらっと聞いたんですが、そのときに。それは今どうなっておりますでしょうか。

議長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） 今ご質問の件は、宮津与謝消防組合が配付したものだと思うんですけども、今も団員の皆さんにお渡しして使われているというように思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 消防組合のほうということで、本当に使われておりますか。まあまあよろしいです。恐らく使われておらんと思っとるんですけど。

それから、その部分で、同じところで少し上のほうなんです、電波利用料というのが120万払うことになってるんですが、結構これ高額なんです、移動無線機というのは大体1局当たりの借り賃いか使用料が500円とか1,000円とか、高くても3,000円までおさまってると思うんですが、なぜこの120万というような積算になるかなと思って、その分についてちょっとお尋ねします。

議長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） 本来、今、無線の関係の借り上げ料ということで、ご質問をいただきました。これにつきましては、少しちょっと説明をさせていただきますと、現在、防災の業務用の無線、いわゆる移動系の防災行政無線です。アナログですね。これにつきましては、加悦と野田川地域と、岩滝地域があるわけですけども、野田川地域と、それから岩滝地域で、移動系の防災行政無線を使っております。ただ、加悦につきましては、議員もよくご存じだと思うんですけども、地域振興用の陸上移動通信システムといった略称「MCA」と言われているものでございます。移動系の防災行政無線につきましては、いわゆる通信エリアが狭いといった欠点がございます。現在も野田川と岩滝、同じ移動系にいたしましても、岩滝まで届かないと、野田川と岩滝と届かないと、こういった欠点がございます。合併してから野田川・加悦地域、それから岩滝・加悦地域といわゆる野田川と岩滝は同じようなんですけども、野田川から岩滝には届きにくいといったことがございまして、今回、統一をしたいと。これはもう念願だったわけですけども、ということで予算を上げさせていただきました。そうした中で、先ほど申し上げましたMCAの無線を採用していこうといったことになってきましたので、そのリース代を計上させていただいたのが、予算が膨らんでいるといったこととございます。

移動系の防災行政無線も、それからMCA無線も、いわゆるデジタルの計画はございません。ただ、移動系の防災行政無線は、新たにやりますと広げていくわけですね、もしMCAをやっていこうと思うと、近畿運用通信局ではもう割り当てをしないと、いわゆるデジタル化は決まっていなくても、もう割り当てはしないんだということになっております。そしたら今度、何の道があるかなということになりますと、移動系の防災行政無線につきましても、今度はデジタル化ということになります。デジタル化ということになりますと今度は、今、防災行政無線のデジタルと同じで、基地局をつくっていかなければならないと。これ、莫大なお金がかかってくるといったことがございます。

それからもう1点、今、デジタル防災行政無線を整備をして、今、申しあげましたように今年、来年度で完成するわけですが、それは移動無線として活用するといったことは法律で禁止されております。そういったこともございまして、今回、MCAの地域振興型のMCA無線を採用していこうということでございます。

そうした中で、それらの中継局の利用料と、リース料といったことで、今回、計上させていただきまして、このように金額が上がったといいますか、大きくなってるというのがその理由でございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） MCAについてはこの後から聞こうと思っただけで、僕は聞いたのは、245ページの防災行政無線管理維持事業の中の役務費ですね、12番、電波利用料が120万。これは恐らく、その移動用の個々のいわゆる無線機1台1台にかかってくる利用料だと思うんですね。MCAのほうはそんなに利用料は要らなはずですわ、親方のほうが電波利用料を払いますので。そういう部分で一体これは相当な金額だけでも、どういうわけですかということをお聞きしておるんですけども。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

奥野課長。

総務課長（奥野 稔） 大変、答弁がおくれまして、申しわけございません。これにつきましては、今、整備しておりますデジタルの固定系の電波利用料ということでございます。平成22年、23年、それから24年に整備をされていきます。そういったことで、デジタルの固定系の電波の利用料が見ていかなければならないということでございますので、計上させていただきました。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そうすると、各庁舎の固定と、それから基地局と、それから、今さっき言われた3カ所か4カ所の、その部分の使用料ということで、これ1年分ですか、そうすると、1年ごとに払うんですけども、全納もできるんですが、何年かは。まあよろしいわ、そしたらこのこと。はい、大体わかりました。

先ほど言われました、そしたら今度MCAのことについてお尋ねしますが、そうすると、さっき聞いた説明では、加悦とそれから野田川と岩滝とか、方法が違う形で消防無線を使うというような感じに受け取ったんですが、それでよろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そうすると、このリースの追加ってあるんで、もともとからあると思うんですが、総数でどのぐらいになるかということと、それから、これは全然いわゆる野田川と岩滝で使うのと周波数も全然違うわけですね。MCAは800メガあたりを使うと思うんですけど、800メガを使うMCAは、平成30年になると周波数を変えていかなんと法律でなってるんです。そういう部分で、このリースの期間が何年間かわからんですけど、その期間によってはかえってリース期間が無駄になるというようなことも考えられるんですが、それはどのように、何年間のリースでこのMCAの機械を借りられるのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） リースの期間は7年間でございます。

今おっしゃいましたけど、私も余り詳しくないんですけども、今度は400メガヘルツ帯ですか、ここを使うようでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いや、MCAは800と1,500だったと思ったんですけど、周波数的には。まあまあ、そこら辺はどちらでもいいんですけど、そういう部分で、僕は、周波数が先に行くとか変わるということがあるんで、今、言われた7年だと、もう最後のほうが使えなくなるかもわからんというような気がするんですけど、平成30年、きっちりかどうかわからないんですけど、そのころになると、ちょっと使う周波数が変わるんで、機械そのものをかえんなん状況が起きてくるんです、僕が調べとる限りMCAの機械については。今、行政のほうがどういう形で契約をしておられるかいうことはわからないんですけども。

そういうわけで、先ほどでも言いましたように、MCAのほうで断トツ使う経費いうんですか運用経費は、自前で野田川、岩滝でやるより安くなると思うんですけど、その対比ですね、維持する経費とかそういうようなものはどのぐらいの違いがあるかいうことは出されておりますか。

議長（井田義之） 奥野課長。

総務課長（奥野 稔） まず、先ほど申し上げましたけど、三つの地域を統一したいということがございました。それから、リース料につきましては、1台当たり機器リース料が2,000円、それから利用料が2,000円ということでございます。議員もご承知のことかと思っておりますけども、基地局が大江山にあります。そういったこともありまして、こういう廉価で電波が届くところでございまして、安いリース料と機器利用料ということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） MCAを使った行政のシステムですか、それは無線の従事者の資格も要りませんし、かなり簡便に使えて、今、地方公共団体でも特に防災の災害とかそういうときに非常に役立つということで、そういう使い方が多いですし、ただ、1通話いうんですか片側通話で話すんですが、5分間以上は話ができんということで、ちょっとその部分が難しい部分もあるかもわからんですけども、使わないときは普通、行政同士でも通常の業務にも使ったりしてるというようなことも聞いておりますので、もう少しうまいこと運用すれば、連絡方法の一つとして、非常に重要なもんかなと思っています。よう考えれば、先にデジタル防災行政無線を設備したんが、ちょっともったいなかったかなという気がせんでもないですけど、それ十数億、20億ぐらいかけてるんですか、結局ね。そういう感じこれ、あれですか。MCAとは別個に、別個はMCAはMCAでしょうね。そうすれば、今度1億8,000万ほどの予算があったんで。わかりました、はい。

そういうことで、MCAは使い方によって、本当に有効なものなので、ぜひうまいこと使っていただきたいと思います。

それから、次の質問に移ります。161ページですね、労働費です。朝方も勢旗議員の質問でありましたけども、住民生活に光を注ぐ交付金ですね、朝もあつたんですが、22年の10月以降の補正で予算計上した中に、災害時要援護者支援で、たしか420万ほどの事業費で予算の枠

があったと。先ほど企画課長も視覚障害のある人への緊急時の通報機器とかということをおっしゃいましたが、そのときに私そのことについて質問したことがありまして、どういう機械を入れられるんだと聞いたときに、何か余りしっかりした機器というか、こういう形だということをお聞きななで、パトライトが回るようにするんだとか何とか、よくわからんことで話が終わっております。現時点でその部分がしっかり決まってきたということであればお伺いしたいと、このように思いますが。

議長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今、議員ご指摘のように、平成22年度の住民に光を注ぐ交付金を活用して、いわゆる災害時要援護者の支援事業をやっているということで、22年度予算に計上をいたしました。それを23年度予算に繰り越しを行ってきているということでございます。それで経過としましては、ちょうど1年前の3月議会の際に、塩見議員よりご質問をいただきまして、この災害時要援護者支援事業の繰り越し予算について、どのような方法で行っていくのかということについて、ご質問をいただいていたということであったかと思っております。

それで、その際にお答えをしておりましたのは、FM告知機をそれぞれ住民の皆さんのご家庭に設置をさせていただいておりますけれども、聴覚に障害をお持ちになっている皆さんは、例えばFM告知機のパトランプが点滅をしても、それは目で見ることはできません。何の情報かわからないというのが実情であるということから、聴覚に障害をお持ちの方々に防災をはじめとした緊急情報をお届けできるようにしていこうということで、それをこの23年度で聴覚障害者のセンターの職員の方や福祉課の職員とも協議をさせていただきまして、現在、二つの方法でその対応策を考え、年度末までに処理をやり切りたいということで作業を進めております。

聴覚に障害をお持ちの方が、おうちにおられる場合と、それから外におられる場合とございますので、おうちにおられる場合に、視覚情報で、目で見ていただける方法で防災情報をお知らせしようということで、一つには、Jアラートとの連携による文字放送、これをやっていきたいというふうに考えております。ご承知のようにJアラートは全国瞬時警報システムということで、例えば津波、地震、大雨等の警報が入りましたときに、まず総務課の機器に入っておりますが、それを現在、活用しておりますKYTのテレビに、そのJアラートのデータ情報が文字で流れるようにしていこうということでございます。

現状としては、FM告知機が点滅をして、音声でその警報情報をお知らせできるようになっておりますけれども、それだけでは聴覚障害者の方は聞こえませんので、その情報がイコール文字に変わってテレビで3チャンネルさえつけていただければ情報が見れるというような、Jアラートとの連携によるKYTの文字放送、これができるように構築をしたいということで現在進めてきております。情報が入りましたら3チャンネルは自動的に文字情報が表示をされまして、それによって大雨警報が出たとか、津波警報が出たとか、それが目でわかるということでございます。したがって、これは聴覚に障害をお持ちの方以外の一般の方にもそれができるということでございます。

それからもう一つは、外におられましたときには、FM告知機の動作はわかりませんので、いわゆる携帯電話、スマートホンなんかはその情報をお届けできるようなシステムをつくっていかうと、こういうことを考えておまして、いわゆるメールマガジン機能を追加していくというこ

とでございます。KYT基地局の中の機器に、いわゆる携帯、パソコン等のカテゴリーを追加いたしまして、情報さえ町から発信をさせていただければ、それが携帯に届くというシステムを構築していきたいということでございます。

22年度から繰り越した予算の中では、情報が届くところまではできませんけれども、情報さえ送れば届くというシステムにだけは変えていきたいということで、以上2点の対応策を考えまして、今、取り組みをさせていただいております。これにつきましては、先ほど申し上げました1年前のときに、さらにいろんな方法を検討した上で、有効に活用できるようなことを、予算の住民に光を注ぐ交付金の残りぐあいも見ながらやっていきたいというご答弁をさせていただいております。本来、総務委員会等で経過の報告なり、考え方なりご説明申し上げて進めるべきところではございましたが、それをまだいたしておらず、その点につきましては、大変申しわけないんですけども、そのような考え方で住民に光を注ぐ交付金を活用して、そういった災害弱者の方への対応策を図っていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 少し年月をかけていろいろと検討してもらいました。最終的な形ができてきたのかなというように思っておりますが、今お尋ねした中で、1点、テレビで緊急なのが入ったときに即見れるようにするって、これは自動的にテレビの電源も入って映るようにするという、そういう部分まできちっとできておるもんなんですか。

議 長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。基本的にはFM告知機が自動で点滅し、音声は自動で流れるというところまでは自動なんですけども、それを見て、あるいは聞いた上で、もう一度聞きたい、どんな情報かを知りたい場合に、KYTのスイッチ3チャンネルを入れていただいたら、それが映るという、そういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 福祉課長にお尋ねしますが、この機器を実際に使ってもらったというような対象の方というんですかね、それはどのぐらいの方がおられるんでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 平成23年の10月現在でまとめております、この障害者手帳と申しますのは京都府がまとめておりますので、その情報を取り出して見ておりますと、今、申しあげました平成23年の10月現在で、聴覚、それから平衡感覚については同じ障害でまとめておりますので、この方が与謝野町では1級から5級までおいでまして、112名の方が対象ということになっておまして、この方々に今、財政課長が申しあげましたようなサービスが使っていただけるものだというように思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 112名の対象者が当町にはあるということで、希望されない方には無理だとも思うんですが、その特徴をよく説明してもらいまして、なるべく大勢の方が使っていただけるようにしていただきたいと、このように思います。

それから、質問を変えます。児童手当ですね、子ども手当ですが、補正でも23年度の補正の8号で質問をしたんですが、報道によりますと、現在、開会している通常国会で子ども手当に変

わる来年度以降の制度について、また名称を「児童手当」に戻すというようなことで合意されて、今月内ぐらいには議案が国会を通過をするのではないかなというふうに、そういうように見通しを言われておるんですが、前回の答弁聞いたのとちょっと変わったことが起きるように思うんで、前、私も質問した中で、去年の9月以降、今年の3月までの申請をこの月末までにしなかった人はどうなるかということ質問した、その部分の答弁ですか、その部分が今回、若干変わるようなことを報道で知りましたので、課長ご存じでしたら説明していただけないでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） 子ども手当の関係につきましては、今ご案内いただきましたように、今回、児童手当が変わるといような状況になっております。そして、前回の答弁では、「23年度分については3月の末までに申請してくださいよ。」そして、「申請していただかないと払うことができませんよ。」ということで、答弁させていただいた経過がございますけれども、これがやはり全国的に見ますと、大変こう、申請の方が「出してるからいいわ」といようなことや、なかなか申請に行く時間がないといようなことから、申請書を提出される方が少ないといことでありますので、これが6カ月間程度延びるといような情報をお聞きしております。

そこで、与謝野町の現状を申し上げますと、あるときには相当の数の方がまだ申請がされていないという報告をさせていただいておりますけれども、きょう現在、担当者のほうに「何名なんだ」といことで、「報告せえ」といことで聞いておりますと、与謝野町では現在3名になりました。この方については、再三、請求をしたり、また電話で連絡をしたり、文書で送ったりといような手法をとっておりますけれども、いまだに3名の方についてが出ておりませんので、この期間、まだ1週間程度ございますので、さらに町のほうとしては、「出してくださいよ」といことは啓発してまいりたいといように思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 申し込みの期限が半年延びたといことで、9月末まで延びるであろうですね、まだ法案が通ってないので、そういうような予定のようですが、当町はもうあと3人の方がまだ出されてないといことで、ひとつそこら辺は、また連絡をしていただいて、申請してもらいたいと思いますが、その中で、子ども手当の予算について、少し見させてもらったんですが、支払いが3億9,300万円、入りを見ておまして、国が2億9,200万円、府が550万円といことのようにでしたが、これのいわゆる町の負担する分といのは、今と法案は通る通らん関係なしに、ほとんどその負担の率は変わらないと思うんですが、いわゆる国・府・町の負担の割合といのは、どのぐらいになってるんでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） 予算書の120ページ、121ページをごらんいただきたいといように思います。特に120ページのところに、この子ども手当の財源内訳といのがございます。国・府支出金、総トータルとしましては3億9,681万4,000円のうち、国・府で3億4,303万円といことで、一般財源が5,378万4,000円といことになっております。これが町負担といことになっておまして、以前、子ども手当ができる前の児童手当の負担金が大体これぐらいの金額だったといことがありますので、子ども手当のほうに変わりましたが、大体、町の負担については児童手当当時とほぼ一緒の金額で負担が済んでるといいますよ

うか、負担しなければならぬと、このようになっております。

本来でしたら、子ども手当に変わった段階で、国の制度でありますので、このあたりについては町の一般財源がなくなる方向で、かなり要望等はしておいたわけなんですけど、先ほど申し上げましたように、児童手当のあたりの負担については、町に求めたいということから、現在このような負担になってるということでご理解いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 過去の児童手当と同じぐらいの負担が町にあるということですが、ここで言っても始まらないことなんですけども、子ども手当はもともと民主党のマニフェストで、全額国庫負担にするということで始まったというふうに思ってるんですけど、なるべくならそういうようになるように、また国会議員にもお願いしたいなというふうに思います。

最後に、205ページの観光のイベント開催事業です。町のホームページ等で今、「雲岩公園のつつじ祭りが4月8日に開催されます」というように出てるんですけど、なかなか課長のはなむけにぱっと咲けばいいかなと思うんですけど、どう考えても、きょうあたり雪が降るような状況ですので、なかなかそれも厳しいかなと思ってますが、区のほうは、「できたら15日にできかな」というような話もあったようですが、特にどういう形で結局8日になったのかなということ、課長ご存じでしたら説明お願いしたいと思っております。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。4月の8日ということで決定をしていただきました。ご指摘のとおり、この季節ということで、4月に1週間ずらさないとなかなか咲かないというようなことを地元でも議論されておりました。そういった中で、地元の積極的な取り組みもございますし、それから与謝野町としても単なる地域の祭りということではなくて、これを観光につなげていく一つの商品として、この3年前から取り組みをしております。実はそのタイムラグが出てまいりまして、この丹後全体の中で、この春先にいろんな花が咲くわけですが、その春ハイキングということで、いろんなメニューを各市町が出します。それを全部一括しまして、JR西日本がもと持ちで西日本エリアの駅にすべてこの配布をしまして、そして、観光客をそれぞれのメニューの中に取り込んでいくという一つの商品として雲岩公園祭りを位置づけております。

そこで、うちとしては、もう日にちを変えていただくということについては、逆にもてなしの部分で非常に重要だというふうに思っておりましたけれども、全体的な中で与謝野町の部分だけを日にちをずらすということになりますと、それが事前に発覚すればJR西日本としては、それがすべて出せないというような大きな問題もございまして、私どものほうとしては調整を図ってまいりましたけれども、やはり商品化ということによりまして、こういう弊害が起きたということでございます。経過としてはそういうことでございます。

非常にこの体験は、非常に重要だったというふうにしておりまして、今後、簡単に商品をつくっていく中には、特に生物といいますか、固定物ならいいんですけども、花とかというようなものについては十分配慮しながら日程設定をしていかなければならないということを感じております。

以上です。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 去年、この祭りが地震の関係でなくて、ことしは頑張っでやろうでというようなことで、地区も。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ゼロですか。そしたら終わります。

ぜひ皆さん、花は咲かないかもわかりませんが、8日には祭りをしますので来てください。お願いします。ありがとうございます。

議 長（井田義之） ここで、暫時休憩をいたします。2時40分まで休憩します。

（休憩 午後 2時27分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

一般会計予算に対する質疑はありませんか。

2番、和田議員。

2 番（和田裕之） 失礼します。それでは、24年度予算について、2回目の質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、保健課長にお伺ひしたいと思ひます。ページでいきますと139ページの一番上、ワクチン等接種事業、これについてちょっとお伺ひをしたいと思ひます。まず、子宮頸がん、そしてヒブ、肺炎球菌ワクチン、これら3種のワクチンそれぞれに1,250万円が計上されております。これにつきましては、以前の議会でも質問させていただきましたが、確認のためにお伺ひします。国の制度は、平成24年3月末で終了の予定でありましたが、国のほうの制度が1年延長されることとなり、引き続き24年度も国の負担により無料接種していただける。こういうふう理解させていただいてるんですが、これでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 予算書139ページの上段にあります子宮頸がんワクチン等接種事業のご質問でございます。議員御案内のように、国の4次補正におきまして、平成24年度も継続して実施されるということになっております。そういった中で、歳出の予算はこのページに記載しておりますけれども、財源といたしまして歳入予算では、国の4次補正、それから、この与謝野町での24年度当初予算をまとめる時期とスケジュールが合いませんでしたので、財源としては現在、当初予算には計上してませんが、24年も全額、国の負担ということが決まっておりますので、補正対応をしていきたいというふうにお願ひしております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 歳入のほうに計上されてないことで、ご答弁いただきました。それを確認をまず1点させてもらいました。

次に、この3種類ワクチンですね、これの接種対象年齢ですが、ちょっと確認のためにお願ひしたいと思ひます。

議 長（井田義之） 泉谷課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答ひいたします。この事業につきましては、平成23年1月31日からスタートしておりますが、その当時の対象者と現在も同一でございますが、子宮頸がんワクチンにつきましては、中学1年生から高校1年生、それから、ヒブ・肺炎球菌につきましては、ゼ

ロ歳から5歳未満児、要するに4歳までが対象となっております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、わかりました。まず1点目の子宮頸がんワクチンですね、これはご承知のとおり20歳から30歳の若い女性の方で、この女性の方の発症率が高くなっているということで、日本でも毎年1万5,000の方が子宮頸がんと診断されているというようにお聞きしておるんですが、このワクチンですね、効き目をよくするために、アジュバントいわゆる免疫の増強剤これが添加されているというふうに認識しておるんですが、これに限らず、副作用ですね、この点については十分理解していただく必要があるのかなというふうに思ってます。

また、接種に当たっては、これ本人さんだとか保護者の方の希望がある場合に行く、いわゆる任意接種ですか、こういうことになっておりまして、接種を受けていただける方には、この例えば子宮頸がんワクチンなんかは非常に興味のあるワクチンだというふうに思っておりますし、皆さん無料で接種できるということで、多くの方が全国的にも摂取されとるというふうに認識しておりますが、当町でこのワクチン、半数以上の方が摂取されているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 泉谷課長。

保健課長（泉谷貞行） 子宮頸がんワクチンの接種率についてのご質問かと思えます。平成22年度におきましては、事業スタートから2カ月ということもございまして、44.7%ということもございまして、平成23年度におきましては、11月末時点での数値でございまして、接種率は63%というふうになっております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 23年末で63%以上ということで、わかりました。この子宮頸がんワクチンは、3回接種する必要がある、こういうふうに認識しておるんですが、1回目接種から1カ月後ですか、これに2回目、そして半年後3回目の接種ということになると思うんですが、この国の助成制度ですね、これが終わりますと6カ月ありますので、年度を越える場合というのが、これがあると思うんです。23年度においても京都府のほうでも継続に向けて国のほうに要望されておまして、今回24年度も継続で無料接種していただける、こういうふうになったわけですが、今後、25年度はどうなるのかという点と、このワクチンに関してはワクチン不足、これが一時ありましたので、その点もあわせてご答弁いただけたらなと思えます。

議 長（井田義之） 泉谷課長。

保健課長（泉谷貞行） この子宮頸がんワクチンにつきましては、議員おっしゃいましたように3回接種の必要がございます。1回目2回目が1カ月の間隔をあげまして、2回目3回目が半年後というふうなことで、接種から7カ月を経過することから、年度をまたぐ可能性がございます。今でしたら平成24年度、今年度に1回接種していただきますと、その対象者の方は翌年度、学年が変わりましても対象となると。それで継続して接種していただけるということになっておりますので、25年度において、また継続されるかどうかは現時点ではわかりませんが、24年度の対象者の継続という意味では25年度も実施されるというふうに思っております。

それから、ワクチンの供給の関係ですが、昨年7月でしたか、製薬会社からの需要と供給の関係で、ワクチン不足が言われた時期がございましたが、現時点ではそういった情報もいただい

ておらず、希望者の方にスムーズに接種していただいているというふうに認識しております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 無料で接種、1回これ接種1万5,000円以上かかるというふうに思っておるんですけども、これ任意接種になりますので強制はできないんですが、受けられる方も十分副作用だとか、効果ですね、これを理解していただいて、無料で受けれる間に接種していただけるようにPRのほうもあわせてお願いしたいなというふうに思います。

次、質問を変えさせていただきます。223ページで、これ建設課長にお伺いしたいんですが、街路灯・防犯灯整備管理事業ですね、これについてお伺いしたいと思います。この事業1,500万が計上されております。このうち1,200万、これが光熱費ということで1,200万ですけども、これは与謝野町の3地区全区で4,140灯ですか、これの防犯灯・街路灯があるというふうに理解しておるんですが、この契約ですね、これは定額電灯もしくは街路灯契約、いわゆる1契約といいますか1灯幾らという計算になると思うんですが、この点でよろしかったでしょうか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えいたします。防犯灯・街路灯の部分についてでございますけれども、今、議員がおっしゃったような格好で、契約は何件か分けておりますけれども定額で行っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ありがとうございます。1灯というか1本幾らということで、これ全部が例えば20ワットの直管型の蛍光灯というわけではなく、多分水銀灯もあるのかなというふうには思うんですが、そのワット数に応じて幾らという電気料金になっておるというふうに理解しております。

次なんですけど、CO₂削減ですね、それと省エネの関係で、いろいろと当町でも取り組みがされておりますけれども、昨年12月、電力会社の10社、これが街路灯・防犯灯のLED化に向けて、これらの定額電灯だとか公衆電灯ですね、これの20ワットからの契約だったものを10ワットまで蛍光灯というか電灯ですね、これに対応する新料金区分、これを設定して、経済産業大臣に電気事業法第21条に基づいて、許可申請を行っております。それによって昨年12月1日から新料金がスタートしたわけですが、このことを課長はご存じなのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） お答えいたします。平成23年の12月にいわゆる10ワット以下の料金体系ができたというふうなことをお聞きをしております。これによって、例えば今、当町の防犯灯というのは20ワットというのが標準にさせていただいております。ほとんどがそれであるというふうに思っております。これを例えばLEDの関係の10ワットに変えると、相当いわゆる光熱費が安くなるというふうなことにはなるだろうというふうに思っております。ただ、今まで20ワットの部分を使わせていただいておりますので、10ワットになったときのいわゆる明るさ、そういったことについては今後、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご存じだということで、毎年これを見ますと200万程度の修繕料、いわゆるこ

れが多分蛍光灯の球交換だとか修理だとかいう点かと思っております。そしてまた、新設ですね、500万程度ございますけれども、新たな防犯灯をつけられておるといふふうに理解をいたしております。先ほど課長おっしゃいますように、LEDにすると20ワットでいくと、消費電力は半分以下に抑えられますので10ワット契約に適合するということですね。それで、いわゆるその10ワットからの契約ができたということで、これいわゆる電力会社によっても違うんですけども、1灯当たり35円から38円かなというふうに計算を試算しておるんですけども、これ1灯で38円というのは月額ですので、38円ぐらい減るということで計算しますと、これが12カ月で456円、これが全灯で4,140灯ということになると190万円ぐらいは、この1,200万円から減るのではないかなというふうには試算しております。

これ単純に計算したんであれなんですけど、いわゆる電気代が削減できるということで、メンテナンスですね、蛍光灯の交換とかも、けた違いに高寿命化というふうになります。それとCO₂の削減という面と、先ほどちょっとおっしゃった明る過ぎるとかいう明るさの問題もあると思うんですが、LEDにすると明るくはなると思うんです。それで、設置基準ですね、この間隔も若干短くなるんで、総本数も減ってくるということではないかなというふうには思っておるんですけども、これを順番にでもかえるようなお考えがあるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。確かに今、東京電力のほうでは電気料金を値上げするというふうな一部新聞報道されておりましたけれども、今後いわゆる原発の関係で、例えば関電のほう等々ともどういうふうな話が出てくるかわかりませんが、このことにつきましては、いわゆる今後、経費を節減するという意味では、大変大きなことだというふうに思っております。現在もこれをちょっとのところでですけども、環境ビジネス研究所というふうなところでも試算がされてるようございまして、今後につきましては、今、先ほども申し上げましたように、いわゆる電力量の節減をしようと思っておりますと、太陽光パネルを除きますとLEDしか節電をする方法がないというふうに思っております。このことにつきましては、今後、研究をさせていただかなければならないだろうというふうに思っております。

例えば、電力料金が10%上がりますと、その分だけ10%上乘せになってくるというふうなことが明らかなことございまして、できるだけ24年度にそういった方向になるように考えていきたいと思っておりますけれども、さっきも言いましたように、この料金体系が10ワット以下の料金体系ができたというふうなことでもございまして、さっき言いましたように、一部どっか試験的にそういうふうな地域をまとめてそういうふうなことについて対策を立てていくとか、その辺のところを研究させていただいて、それで従来と変わらない、なおかつ電気料金が安くなるというふうなことになれば、やはりずっと計画を立てていってLEDにするというふうなことも必要なことだろうというふうに思いますし、いわゆる長寿命化のメンテができるということにも大きな期待もしておりますので、考えていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 試験的でも結構だと思いますので、ぜひとも器具自体が一般の防犯灯とそのLEDの防犯灯と余り変わらないんじゃないかなというふうに私は考えておるんです。例えば壊れ

たところから新しくしていただくとか、新しくつけようと思ってらっしゃるところにLED灯をつけていただくとかいうふうな、そういう形でもいいのかというふうには思っております。

省エネの関係ですけども、先ほど課長おっしゃいましたように、言ってみれば20ワットが電気代というのは一定額なんで、20ワットを何時間つけておっても結局一緒なわけなんです。暗い時間が、例えば冬なんかは長い時間10時間以上点灯しておるといふ形になると思いますし、夏はもっと短い時間点灯をしておるわけですけども、時間は関係ないにしても、ちょっと難しいかもわからんですけども、20ワットということは、例えば、蛍光灯20ワットはご存じだと思わうんですけども、これを全体4,140灯ですか、これで計算すると、8万2,800ワット、82.8キロワットということになるんです。ということは、1,000ワットのドライヤーを82台つけとるだけの電気を食つとることになるんで、その点のところでも、あとCO₂削減という面でも、かなり変わってくるかなというふうには思いますので、ぜひともご検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後ですけども、質問変えさせてもらって、福祉課長にお伺ひします。125ページをお願ひします。これの保育所の整備事業について、お伺ひしたいと思ひます。まず、備品購入費で20万円が計上されておりますけれども、これは岩滝保育所1台、加悦保育所3台ということなんですかね、4台の緊急通報装置ということで理解してよろしいのでしょうか。また、具体的にどのようなものなのかを簡単に結構ですので、お願ひしたいと思ひます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問の予算書の125ページの中ほどに、保育所整備事業といたしまして、全体では290万円の予算を持っております。その中の備品購入費の中の、その他備品というのがございます。ここで20万円計上させていただいておりますけれども、今、議員ご案内いただきましたように、これについては野田川地域の保育所については、すべて緊急通報装置が入っておりますけれども、加悦地域と岩滝地域については入っておりません。それで今回、5万円の4カ所分の緊急通報装置を設置したいということで予算を上げさせていただいております。

これについては、あるところでスイッチを押しますと、この情報というのが近いところに緊急事態が発生したということで連絡が行くということで、現在、独居の方の緊急通報と同じように、ずっと流れていって、3カ所流れていくというようなこととございます。そういったことで、近くの例えば小学校でありますとか、庁舎が近くであれば庁舎のほうに流れたり、そういったすぐに支援していただければ、また、そこに人がおるところを3カ所登録できますので、そういったところに緊急時については電話回線を使って緊急情報を伝えると、このようなシステムを今回、導入させていただくということで計上をさせていただいております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 3カ所、これ電話回線で音声によって恐らく異常を伝えるという、こういうような装置だと思うんですが、これに関して、例えば非常ベルが鳴るであったりとか、パトランプが回るとか、そんなようなシステムではないのかという点と、野田川は全部ついておるといふことは認識しておったんですが、これで4台入れてもらったら全部これで完備されたということよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） このシステムにつきましては、火災報知機のようにボタンを押したら大きなベルが鳴るというような情報ではなしに、先ほど申しあげましたようにその情報が支援者のところに伝わっていくというような、そういうシステムということになっております。

また、今回の4台設置させていただくことによって、保育所についてはすべて緊急情報装置がつくということになります。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） これで全部ついたということで、これ昨年の保育所と学校の防犯・防災についてということで、23年度の3月議会で、地震の前の日だったと思うんですが、発言させてもらったんです。これで全部ついたということで、大変ありがたいなというふうに思っております。

それと、それは通報装置が装備されたという、装備というか、これで行くということなんですけど、あと護身具だとか、そういう関係のほうが、また何か改善されておることがあったらお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） 以前から例えば不審者が入った場合のさすまた等については、一部の保育所については整備してる部分があるんですが、使い勝手等々によりまして、なかなかすべての整備が現段階でもまだできていないのが現状でございまして、まだのところについては早急に整備をしたいということで、1年前に答弁をさせていただいていたかも知れませんが、その実際、入れて、それを使い方の指導等も含めて、もう早急に整備をしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） さすまたは前のときもそうですけど、ちょっと使いにくいということで、例えばトウガラシスプレーであったりだとか、警戒棒であったりだとか、この点ではやっぱり値段が、今回1台5万円の費用なんですけど、それを1万円ぐらいのもので購入していただければと思いますので、ぜひ前向きに検討していただけたらありがたいなと思います。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（井田義之） ほかに質疑はありますか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、3回目の質問をさせていただきます。財政課長に伺います。先ほど福祉共生型の利子補給の関係で話が出てました。今の予定では、1年ずつ予算組みをして、その年に補給といいますか手当てをしていくと、こういう形だろうというふうに思うんですけども、長年、先ほどお聞きすると15年ぐらいだということだったんですが、債務負担行為との関係はどのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。その点につきましては、今回の件で福祉課のほうとも相談をさせていただきまして、債務負担行為を組む形でのお約束といいますか、そういう形はとらずに、年度の予算の議決によってそれを行っていくという形にしていこうということから、債務負担行為をとるという形については行っていないということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 議決によってということなんですが、例えば今、我々はこの議会におります。

10年も15年もすると、もうこのメンバーもほとんど一人もおられないということになるんだと思うんですね。そういったときに、そういう約束というのが、いろんな財政シミュレーションを見せていただいても、かなり厳しいと、そういう中で、この予算を落としていく、あるいは議会で承認されないというふうなことが出てきたときは、今、約束しとつても、その時々その議会の判断で変わってくるのではないかというふうに思うんですが、そういうお考えはありますか。

議 長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。その点は確かにございます。そこはやはり信頼関係お互いに進んでいくよりないんですけども、将来にわたってそういう保障をしていくということが、できづらいというのもございますので、そういった形で年度の予算議決という形をとらせてもらっているということでございます。この方法は、従来、旧町時代からそういう方法をとらせていただいていたいて、既に10年、20年そういう形でさせていただいてきた経過もございまして、よりそのほうがいいのではないかということで、今回もそのような措置にさせていただいたということでございます。

将来は、議員が言われるような予測できない事態になったときは、ですからそういうこともあり得るという解釈になろうかというふうに思います。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 当初、その法人を立ち上げたときには、元利いわゆる返済金と利子も全部含めてということで、今、手当てをされてます。今はそういう理解でここまで進んできています。今回は元金は借り入れてくださいと、利子については補給をしていきますと、こういう一定の整理の中でこういうことになったんだらうというふうに思うんですね。

今、課長が、将来までも約束できないというふうなニュアンスの答弁をされたんですが、その財源を当てにし、財政の予算組みをされてるわけですね、NPOでも法人でもそうです。そういう相手があることですから、それは例えば債務負担行為を組まないのならば、例えば一筆交わしておくとかいうふうなことが必要になるのではないかというふうに思うんですけれども、そこは福祉課長も含めて見解をお聞きをします。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほど、この支援等についての債務負担行為を組んでいくかということでございますけれども、本当にこれはもっとも早い段階から、今後どうやっていくのかということで、将来の法人運営にも大きくかかわるということで、慎重に対応しておりました。しかし、今回、地域共生型の福祉施設に入っていただく法人については、今までから言っておりますように、ある程度この町内で実績があり力もある法人に入っていただくということでございますので、そういったことで、本当にこんなことはあってはならないのですけれども、不測の事態に陥った場合については、そういうことがあるかもわからんということで財政課長が申し上げましたけれども、そういったことにならないように財政的にも努めたいという思いはありますし、このように議会の中でも多くの方が聞いていただいておりますので、それからテレビを通じて恐らく聞いていただいておりますので、このあたりについては、将来的にも支援させていただけるんじゃないかな

というように思っております。

なお、補足になりますけれども、今回の元金についても、本当にふるさと融資を入れますと11億円程度の借り入れということになりますので、そういったことがこの町としましては、以前はその部分を支援させていただいておりましたけれども、その支援が元金部分についてはさせてもらえませんので、そのあたり自身については、トータルできょうの午前中のご質問でもありましたように、1億8,652万円ということが、これは先ほど言うていただきました償還期間としましては25年、一番短いもの15年等もありますけれども、最長で25年ということになっておりますので、このあたりであれば、その25年に割りますと支援をさせていただける金額かなというように私自身は思っておりますし、また、法人のほうの力を信じておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） その法人の力を信じるということとは別問題だと思うんですね。課長、今おっしゃったように、この議会でもその話が出る、テレビも入ってるから住民の皆さんも聞いておられる、間違いないだろうということなんですが、それは約束にはなりません。約束というのは、お互いにわかりましたということで合意をし、細かく言えば一筆でも交わしておくということが約束なんですね。ここで議論になったから、あるいはテレビも入り見ておられるからということだけで約束になるんですか。

議 長（井田義之） 佐賀課長。

福祉課長（佐賀義之） 確かに議員のおっしゃられたとおり、契約というのは本人同士の捺印なり覚書等々がなければなりませんので、ただ聞いていただいた、私が今この場で言ったということだけでは担保されたものにはなりませんので、そのあたりについては、少し私の発言等については言い方がまずかったということでおわびを申し上げたいというように思います。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 行政が、きちっとした立場の方が約束されたんですから、これは人がかわろうがどうなろうが続けていただけるものだというふうに思ってます。しかし、今おっしゃったような25年という非常に長いスパンの中のことですから、どう変わるかもわからないということになります。施設運営、法人運営、NPO運営にかかわってくる問題ですから、そこはやっぱりびしっと整理をしていただくのがいいんじゃないかというふうに私自身は考えています。もうこれ以上言いません。言いませんけれども、このままでいいのかどうかについても、ぜひ検討していただいて、約束は間違いないだろうというふうに思うんですけれども、ぜひそのあたりも再検討していただけたらというふうに思ってます。

次に、教育委員会に伺います。新年度から武道といいますか柔道、剣道あるいは相撲の中から、新しい種目といいますか、ジャンルを選んで必修化して授業をしていくということが決まりました。これについての概要を教えてください。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。今、議員ご紹介の中学校の武道の必修化ということでございます。いよいよ中学校の保健体育にですか、新学習指導要領が変わりまして、24年度から新しい方向性が決まりました。現行の中学校の学習指導要領では、1年生で武道またはダンスのいずれ

れかを選択して履修させ、2年生、3年生で球技、武道、ダンスのうちから二つを選択するという履修の方法になっております。

新しい指導要領によりますと、1年生と2年生で体づくり運動、器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンス、体育理論、たくさんあるんですが8領域すべてを必ず履修させ、3年生では球技と武道のまとまりから1領域以上を選択するという形になっております。これによって1年生と2年生とも男子も女子も武道を履修するということになっております。その武道とは今、言われましたように、柔道、剣道、相撲のうちどちらかの武道を選択するということになっております。ただし、市町村によっては、なぎなたとか、そういうのもありますが、基本的にはこの三つの武道を選択するということでございます。ちなみに、与謝野町については24年度は柔道を選択するという方向性で決まっております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 1・2年生は新しく柔道を選択するということですがけれども、柔道についてのいろんな指導者が足りないとか、あるいは経験がないとかいうことで、非常に今、問題になってます。この間、新聞に載ってました。柔道の事故が絶えない。こういう報道をされてるんですね。どのぐらい事故があるか、28年間で114人の中高生が部活や授業で命を落としてるんですね。それから、270人以上が重度の障害を負ったということなんです。この数というのは、ほかのスポーツに比べて非常に割合が高い。野球に比べて6倍から10倍だと言われてるんですね。そういうことを考えますと、非常に危険を伴ったスポーツ、あるいは授業ではないかなというふうに私は思っています。

教育長が、どなたでしたか柔道のことについて質問されたときに、費用がかからないから柔道にしたということ答弁されたんですね。こういう認識でいいんでしょうか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。答弁が説得力がなかったようで、申しわけございません。安いからしたというんじゃないし、確かに柔道着だけで、ある意味では済むんですね。その意味で選択する学校が多いというふうに述べさせてもらったつもりでございます。

以上です。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今、申し上げたように、非常に事故が多いということです。これは一つの誤解があるのではないかと思うんですね。頭を打ったら、いわゆる脳が損傷して、いろんな障害が起こると、こういうふうに思っておられる方が大半だと思うんですが、これは頭を打たなくてもなるんです。ご存じだろうというふうに思うんですが、脳というのは頭の中にあるんですね。これはある水の中に浮いてるんですよ。ぴっぴっぴと何カ所かつかつがってる。それがこの揺れに耐えられない、この中で。それでガガガーと中でなったときに、障害が起こるとということなんです。私も初めて知りました。

一つの例、これテレビでやってたんですけれども、A君が乱取りをしておったと、最後に先生と投げ合いをしたんですね。その先生は、こう投げた。意識をして頭を打たないようにとめた。けども、そのA君は障害を負ったんですよ。もう重度の障害を負って、いわゆる植物人間みたいになってしまったと。こういう事故もあるんです。事故を起きないように未然に防ぐ、けが人

を出さない、ましてや死亡者を出さない。大変重要なことだというふうに思っています。これについての防止策というのは、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。今、議員が言われたように、大きな事故、障害を持たれたり、それから死亡の事故があるということでございます。私も正直、新学習指導要領、もう2年前から決まっております、この問題があって、この3月の中旬によく柔道の授業の安全な実施に向けてということで、文部科学省のほうから通知が来ております。これちょっと遅いかなというふうには思っております。この中には、乱取りいうんですか、体落しなり、それから大外刈りなんかはやめようということで、1年生・2年生については、とりあえず受け身をしようと、受け身を徹底しようということがあります。

それから、指導者の問題です。指導者についても、経験年齢の浅い指導者については研修を実施して、より子供たちが事故を起こさないようにということで、この1月も研究会がございましたし、体育科の先生を中心に、そういった取り組みのほうをさせていただいております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今あった指導者研修もされておるといことなんですが、その指導者の人がどれぐらいの、いわゆる人を教える能力、レベルを持ってるか、このことが非常に大事なんですね。今おっしゃったように、非常に急づくりなんです。急に皆を集めて「4月から授業するから、ちょっと柔道習ってくれ」と、この程度なんです。それではなかなか教えることができない。事故の対応もできない。こういうことなんです。専門家がおっしゃってるのには、柔道に詳しい、例えば警察だとかそういうところに相談するなり、あるいは授業に呼んで教えてもらうなり、そういうことが必要だというふうにおっしゃってるんですね。警察も要請があればどんどん現場にも出向いていくと、こういうふうにおっしゃってるんです。そういうプロの指導者を現場に呼んで教えていただくというふうな計画はあるんですか。

議長（井田義之） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。今、議員が言われましたように、警察及び、それから地域の柔道関係者を要請してもよいというような文部科学省からの通達も来ておりますし、文科省からそういう団体に通達のほうもしております。今のところ学校のほうについては、体育科の教師が指導するというところでございます。体育科の教師というのは、大学でも4年間ほど武道をやっております。武道、剣道等もしておりますので、ある一定のやっぱり経験も持っております。地域の方から協力を得られたら、そういった活用も今後、必要ではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 必要ではないかというよりも、どんどん入れていただいて専門家の指導を仰いでいただくということも必要だというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

フランスというのは非常に、答弁あるんですか。あったら言ってください。はい、どうぞ。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） その件につきましては、実は昨年度、いわゆる指導要領の完全実施を前にしまし

て、武道の関係が新しく入りますので、先ほど言いましたように、民間の人で柔道の心得のある人が学校に行きまして、そして直接、生徒を指導した、その授業がございました。したがって、このように柔道に対する危険性が多く語られている中では、指導者の研修や、それからまた、実際に授業をする場合に、それらのいわゆる社会人講師という意味で、入れられるようになるのを期待しておるわけですし、また、それらを私どもとしましては要請していきたいと、そのように思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 私は改めて、このことを新聞報道で読んだり、本を読んだりさせていただき中で、フランスが柔道に強い、熱心だと、このことが改めてわかりました。非常に柔道教育に熱を入れて、指導者というのは、国家試験に受からなきゃならないんですね。しかも、救急救命士の資格、これがなければ指導者にはなれない。ここまで位置づけてるんです。柔道2段の資格だとか、それからいろんなことで国がそういう制度をつくって、そうでなければ柔道を教えることはまかりなりません。こういう制度を国がつくって柔道を奨励しておるといことです。日本はそういう面から比べると、非常におくれてるということだろうというふうに思っています。

今回、柔道を取り入れられたということですが、これの目指すもの、目標というのはどういうところに置いておられるのでしょうか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。これをさかのぼりますと、3年前ですか4年前ですか、要するに教育基本法の改正に源があります。いわゆる伝統文化を尊重すると、大切にすると、その規定によりまして、そこから学校教育の中に伝統文化、いわゆる伝統的なスポーツ、そうしたものを取り入れていこうという流れになっております。したがって、大きくいいますと、その教育基本法の郷土を愛し、それから国を愛し、そして日本の伝統文化を尊重していくという、その流れの具現化の一つとして取り入れられたものと、そのように認識しておる次第でございます。

以上です。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 教育長がおっしゃったように、日本文化に触れる、あるいは礼儀を重んじるということでは、非常に私自身も柔道というのは非常にいいスポーツと申しますか、教育の一環ではないかというふうに思っています。先ほど教育推進課長がおっしゃいました技ですね、例えば大外刈りをかけると、どうしても頭から落ちる可能性というのが多いと。それはやめよう。それからもう一つ、体落としね、あれもそうです。頭から落ちる可能性が非常に強いから、それはやめよう、控えようということなんですが、その技の到達度、1年生2年生に柔道を習って、どこまでの到達度をその教育の一環として教えていこうということに目標を定めておられるのでしょうか。

議 長（井田義之） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。難しいご質問です。到達度ということですが、今、教育長が言われましたように、武道というのは礼に始まり礼に終わるといことで、そういった精神ですか、それから相手の動きなんかに対応する、それから、相手の動きとか、相手を尊重する態度、こういうことが大事かなというふうに思っております。

私自身も寝技だけで柔道を本当にいけるのかなということを思っています。私も6年間ほどやりましたが、本当にその体落しだとか、そういった大外刈りが入って初めて柔道のよさがあるんですが、危険を伴うということでございます。今のポイントについては、そういった事故をまずなくそうということで、まず基本をつくるということで、受け身を重点にやるということでございます。そういった中で、最終的には乱取りというんですか、3年生になったら乱取りができるような力をつけていこうというのが今、柔道のねらいでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今、課長がおっしゃった、ある専門家によりますと、受け身だけ習えたらいいと、こうおっしゃる方もあるんですよ。いやいや、あかん言うてるけど、そういう人もあるということをおっしゃるんですよ。だから、余り私は無理をしないほうがいいと。それはなぜかと言うと、事故が起きないようにする、これが第一ですよ。それを第一に、ぜひ考えていただきたいと思っています。

柔道の創始者ですね、講道館の創始者である嘉納さんはどう言ってるか。初心者を指導する際、けがをさせない。苦痛を感じさせないことを第一に注意をすべきだと、こういうようにおっしゃってるんですね。ですから、中学校に入って初めてですよ、柔道するのが。ぜひそこはお考えをいただいて、けが人を出さないということに細心の注意をはらっていただきたいと思っています。

最後にもう一つ伺いますけれども、万が一にも、あってはならんことです。しかし、今、申し上げたように、実際には28年間で114人の方が死亡され、あるいは270人の方が重度の障害を負っておられるんですね。万が一そういうことになったときには、補償といいますか、保険といいますか、そういうものはどうなっているんですか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 現在、学校におきますいろいろな事故につきましての、今、議員がご質問になっております、その保険のようなものでございますけども、これは独立行政法人スポーツセンターですか、皆さんになじみ深いのは学校安全会でございます。その見舞金という形で補償がされております。しかし、その額につきましては、必ずしもそれで、いわゆる満足できるとかいうような額にはなっていない場合が多くありますので、それにつきましては、あとは今のところ訴訟によって和解なり解決をしていくという方向になります。

しかしながら、やはり議員が先ほど仰せのように、柔道に限らず、学校教育において生命を脅かすような、そのような事故そのものをやはりなくすることが、これはもう至上課題でございますので、常々それらについては指導の徹底をしているところですし、そしてまた、ご指摘のように、今回、柔道というのがクローズアップされてきておりますので、先ほど推進課長も答弁してありますとおり、事故のないように、それを第一に徹底しながら授業のほうをしていきたい、そのように指導もしてまいりたいと、そのように思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） ぜひ事故のないように、安全を第一に考えて、この授業を進めていただきたいと思えます。

それでは、終わります。

議 長（井田義之） ここで、暫時休憩をいたします。3時50分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 3時39分)

(再開 午後 3時50分)

議長 (井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

24年度一般会計予算に対する質疑はありませんか。

14番、糸井議員。

14番 (糸井満雄) それでは、3回目の質問をさせていただきます。簡単に行きます。まず、総務課長、ちょっとお願いしたいというか、検討していただきたいんですけど、きょうこれ避難所と避難地、海拔一覧表をいただきました。これは24年度の標高表示板をして一環としていただいたと思うんですけども、これ見ていますと、備考欄、いわゆる対応災害を記載ということで、地震と風水害が書いてあるんですけども、津波対応が書いてないんですね、津波対応が。やはりもう一つ、津波はどこに避難地を設けるんだということを私は明記される必要があるんじゃないかと。

それともう一つ、これ岩滝地域のことを申し上げたら申しわけないんですけども、この避難地域では、もし津波、あるいは橋が落ちたときに、避難できない箇所が1カ所あるんです。ご存じだろうと思うんですけども、そこも含めて、もう少しこれは補強していただくようなことにならないのかどうか。特に津波の避難地については、私は明記していただいたほうがいいんじゃないかなと、より鮮明になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

議長 (井田義之) 奥野総務課長。

総務課長 (奥野 稔) 糸井議員のご質問にお答えいたします。今、地域防災計画の中で、津波の避難地の指定が明確になっておりません。したがって、今後、地域防災計画を見直す中で、今、糸井議員がおっしゃいました避難経路の問題、それから避難地の問題、避難所の問題、これは津波対策を念頭に置いた見直しは当然、今後やってまいりたいというように思っております。

議長 (井田義之) 糸井議員。

14番 (糸井満雄) ぜひ一つ、その辺は明記をしていただきたい。よく言われております、私も一般質問で申し上げましたけれども、釜石市と石巻市の学校の問題です。一つの学校は、こういうマニュアルができておったけども、避難地が指定してなかったということで、子供を校庭に集結させた。その間に津波が来て、74名の方が、子供が、あるいは職員が10名亡くなったということであります。一方の、これは釜石の小学校ですか、これは「釜石の軌跡」というふうに言われておりますが、これは常にそういう訓練をし、そして、避難地をきちっと定めておったということで明暗が分かれたという事例がありますので、一つこの辺は、きちっとした防災対策としてつくっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、関連でちょっと建設課長にお尋ねをしたいと思ひます。この避難所・避難地を見させていいただいても、避難所は特に、公共施設がたくさんあるわけですが、この中で。今回の予算書の中で、219ページにいわゆる耐震診断の補助事業が組まれております。それは谷口議員も質問されておりましたけれども、京都府のいわゆる制度に乗ったものではないかなというふうに思っております。いわゆる328万1,000円の219ページに耐震診断補助事業が計上されております。地震に強い安心・安全なまちづくりに、住宅の耐震化は不可欠ということで、56年の5月31日以前に建てられた建物については、こういう診断という補助事業があるというふうに思うわけですが、これはあくまでも個人を対象にした事業ではないかなというふうに思うわ

けですね。今回のこの避難所等につきましては、いわゆる公共施設についての耐震診断ですね、あるいは耐震補強、改修、こういったものは24年度予算書には出てないわけなんです、今後そういう公共施設の町民住宅も含めて、どのような考えをお持ちなのか、まずお尋ねしておきたいと思います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたしたいと思います。予算書の21ページをごらんいただきたいと思っています。予算書の21ページです。その中で、土木費の国庫補助金があると思いますけれども、そこで住宅建築物安全ストック形成事業補助金ということで221万2,000円計上させていただいております。これの中といいますのは、先ほど議員がおっしゃいましたように、木造住宅の耐震診断、あるいは耐震改修の補助金のほかに、岩滝体育館の耐震診断を平成24年度でやりたいというふうなことで、岩滝体育館の耐震診断の補助分をこの中で計上させていただいております。また同じく、岩滝体育館の判定委員会の手数料というふうな部分につきましても補助の対象になるということをおっしゃっていただいております、この部分につきましては、国土交通省の補助金を活用させていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） この21ページの221万2,000円は、今、言われましたように岩滝の町民体育館これの関係だというふうに言われてたんですが、私が言っておるのは、そのほかにたくさん避難地もあるわけですから、そういったところの、いわゆる56年以前の建物、そういったものへの診断、それからもう一つ、一番私が申し上げたいのは、町営住宅ですね、町営住宅、これは常に人が住んでおるわけなんで、こういったところの診断といいますか、計画といいますか、建てかえというふうな、ものもあるんですが、そこら辺はどのように考えておられるのか。特に町営住宅の関係については、私は緊急を要する事項ではないかなというふうに思っておりますが、そこら辺の考え方はいかがなものか、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今現在、住宅ストック活用計画の範囲の話だろうというふうに思っております。今、議員おっしゃいましたように、住宅の中には、除却をもう、しなければならぬ、もう言うたら廃止にしてしまう住宅と、あるいは建てかえ整備をする住宅と、それから維持保全をする住宅というふうな、三つ出てくるだろうというふうに思っております。この中で、与謝野町の住宅というのは、今、岩滝地域の住宅というのが、ほとんどが新しい住宅に建てかわっております、どういんですか、もうこの中でいいますと維持保全をする住宅ということになろうかと思っております。ただ、前にも申し上げましたけれども、合併いたしまして、今347戸の住宅をしております、それを将来的には315までに削減をしていきたいというふうなことを申し上げていると思っております。今、言った三つの住宅の中で、ほとんどがいわゆる建てかえ整備をしなければならぬ、いわゆる耐用年数がもう来てしまっているというふうな住宅でございまして、それを建てかえることによって、今の耐震化を図っていくということに、そういうふうな改修の仕方をしなければならぬだろうなというふうに思っております。

したがって、今現在この住宅のストック活用計画につきまして、今、鋭意作成させていた

だいております。先ほど言いましたように、除却する住宅、あるいは建てかえ整備する住宅と、また維持保全をする住宅ということで、一定まとめさせていただいております。それを今後、理事者のほうにお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、この中で、建てかえ整備をする住宅につきまして、一定程度ちょっと調整をさせていただきたいというふうに思っております。それは、道路整備等影響が出てくる部分の住宅がございまして、その部分につきましては、この平成24年度で道路のほうの予算をつけさせていただいております。その道路の法線によって今後の住宅の建てかえ計画というふうなことがもっと具体化してくるのではないかとこのように思っております。その部分につきましては、いわゆる住宅の平面測量だとか、あるいは道路の線形だとかいったものにつきまして、予算を計上させていただいておりますので、この点がまとめれば、今の地域住宅計画を作成するということが可能になってまいりますので、いわゆる将来の建てかえの部分につきまして、より具体的な方針が出せるのではないかとこのように思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） この住宅問題と都市計画の問題については、これ、かなり関係がある問題だろうというふうに思います。これを去年の3月の議会で私、一般質問させていただいたというふうに思っておりますし、そのときの答弁、あるいはここに去年の11月に発行されております総合計画の進行管理という資料の配付がされておるわけですが、これの進行管理シートでも、いわゆる住宅ストック総合活用計画を平成23年度につくり、今後の住宅建設計画の立案としたいということにもなっておりますし、去年の3月の町長答弁でも、「町営住宅の老朽化が進んでいく中で、耐震強化の問題点、防災面からも早急に取り組む必要があることから、23年度中には一定の形として策定していきたい。10年後の戸数を315戸にしたい。」こういう答弁が、私はあったというふうに思っております。したがって、23年度はもう過ぎるわけですが、プランが、私は作成されて、この24年度の予算に何らかのアクションが起こるのではないかなというふうに、実は期待をしておったわけですが、一向にその気配はないというふうに思っております。

237ページでも、いわゆる住宅の維持管理費用が計上されておりますけれども、こういった中でもそういう計画がされてないというふうに思うんですが、この23年度中にプランを作成するということが言われておるんですが、この辺はできておるのでしょうか。

議長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今さっき言いましたように、除却する住宅、あるいは廃止にしてしまう住宅ですね、それだとか、あと建てかえ整備する住宅、また維持保全をする住宅というふうには分けさせていただいておりますが、今、議員さんおっしゃっていただきました住宅ストック活用計画の計画につきまして、そこまでの今まとめはさせていただいておりますけれども、すべて、もう「こうだ」というふうな計画が最終の建てかえ整備をするという住宅の部分で、もう少しまとまっております。それはもう本当に申しわけないと思っておりますけれども、将来どうしても道路をつけたいというふうなことを考えておまして、その部分と連携をしなければ、今の建てかえ整備をするというふうなことが、もう少しはっきりわかりませんので、そのときまでもう少し時間の猶予がいただきたいというように考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 道路の関係もあって、いろいろと難しい点もあるし、もう少し待つてほしいということなんですが、去年の11月に発行されておる、この管理シートの中でも、23年度中にはストック計画をつくるというふうなことが明記してあるんです。この何ていうんです、ベンチマークにはこれが載ってないわけなので、余り重要な施策としては考えておられんのかなというふうに思ったりしておるんですが。それから、なお、今回のこの企画財政課が発行しておる財政計画ですね、これなんかを見ましても、いわゆる町営住宅の建てかえの計画ですね、そういったことはこの中には組み込まれてないというふうに私は思っておるんですけども、その辺は財政課長、どうでしょう。その辺は考慮されておるのでしょうか、この財政シミュレーションの中に。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 町営住宅の維持補修に係るものについては、例年並みで計上している向きはあろうかと思えますけども、建てかえ計画そのものに伴う予算というのは、それには反映をしてないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） この財政計画でも、やはり考慮されてないと。それから、今、建設課長のほうも、もう少し、ストック計画さえまだできてないということなんですよね。だから、本当に町として、町営住宅のいわゆる耐震化を含めて、建てかえ計画というのがしようとしてされているのかどうか、私は非常にこの辺を疑わざるを得ないというふうに思うわけです。大変私は町営住宅については大事なことだろうというふうに思うんですよね。これ毎日そこで生活されてるわけです。この住宅の一覧表を見ますと相当古いんです、これ。ほとんどが、私は56年以前の建物ではないかなというふうに思うんですよね。ですからこれは、やはり早急に取り組んでいただかないと、私は町民の安全・安心を守る、その責務は果たせないではないかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺は町長、いかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町の施設、町営住宅に限らず、そうしたことに対します耐震というのは、大変重要なことだと思っておりますし、今回ご指摘の町営住宅につきましても、そうしたことについては、できるだけ早く取り組む必要があるというふうに思っております。今そうした中で、大体、耐震、先ほど課長が言いましたように、取り壊すべきもの、新しく建てるもの、そして修繕していくもの大枠のあれはできているけれども、具体的にどうするということまで、なかなか至ってないということですので、できるだけ早い時期にそれらが仕上がるように指導してまいりたいと思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 私はできたら、27年度、多少これはまたほかの補助金でいけるんかもしれんけども、合併特例債がある間に、ある程度されたほうがよかったのではないかなという気はしておりますけども、どちらにしても、やはり町民の安心・安全を守るという立場からも、防災面、あるいは財政面からも非常に重要な施策だろうというふうに思っておりますので、やはりスピード感を持って、ひとつ事に当たっていただきたいなというふうに思います。

これには、もう一つ都市計画が、私はひつついていくのが本当はいいのではないかなというふ

うに思うんですね。それで、都市計画についても、私、質問しておりますけれども、いわゆる国の施策が国会で決まらないということで、準都市計画ということで進めているわけですが、そういったことで京都府の指導もあり、これはなかなか都市計画も決定ができないというふうに言われておるわけですが、やはり都市計画とあわせて、この住宅問題についても、やはり検討していく必要が、両面から私はあるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、今の国の状況を見ますと、都市計画は、その法律ですね、いつまでたっても決まらんのかなというふうに私は思います。ですから、準都市計画策定の決定を、私は町独自でもできるのではないかなというふうに思っておるわけですが、そこら辺の見通しといたしますか、都市計画の見通しなんかはどのようになってくるんでしょう。建設課長にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今の都市計画につきましては、議員の一般質問にもございましたように、今おっしゃっていただきましたように、国の都市計画小委員会のほうでは、まだ今の土地利用の関係について、審議がされておられません。この3月にも都市計画の関係の課長会議がありまして、そのときに今の国の動向についてどういった状況なのかというふうなことを聞いてきておりますけれども、今さっき申し上げましたように、なかなか今の都市計画の小委員会では、まだその部分の議論がされていないというふうな状況でございます。したがって、今、議員がおっしゃっていただきましたように、今の岩滝地域の部分と加悦・野田川地域の部分というふうなことで、いわゆる不公平感、あるいはそういったことが起きているというふうなことは、前のご答弁をさせていただきましたように、そういった不平等が起きているということはわかっております。だから今、申し上げましたように、準都市計画区域を今、一遍にしてしまうのがいいのか、そのところはもう少し国の動向を見ていきたいというふうに思っています。といいますのは、これによって相当今まで旧加悦でも野田川でも広がっていくというふうな関係の部分ができるだけ、まあ言うたら町道に近いところの部分にというふうな格好になってきますので、今まで広がる傾向があったものを、どういうんですか、どちらか言うたら今の現状のまま置くというふうなことになってきますので、その辺のところにつきましては、もう少しそういった状況を見計らわせていただきたいというふうには考えております。

ただ、今、議員おっしゃいましたように、いつまで待てるのかというふうなことにつきましては、本当にどこかで判断をさせていただいて、この準都計なり、そういった方向性を探るべきことではないかというふうには思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 国の政策とも絡んで非常に難しい問題ではあろうと思っておりますけれども、やはり同一町になった、同じ町の中で、やはり不公平感も出ておるわけなので、そういったことも含めて、また町営住宅については、やはり安心・安全の面からも、さらには財政面からも非常に重要な、私は施策だろうというふうに思っております。したがって、住宅施策と、それから都市計画、この辺については、十分一つご検討いただいて、早急にその辺のプランを立てていただいて、実行していただくように、一つお願いをしておきたいなというふうに思います。もうこれ以上のことは申しませんので、一つお願いをいたしまして、終わりたいと思います。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは、当初予算に関する2度目の質疑をさせていただきたいと思います。先日、企画財政課長のほうから、日を改めましてゼロ予算事業の件でご報告をしていただきました。そのゼロ予算事業に関する質疑から入りたいんですけども、その報告によりますと、平成24年度のゼロ予算事業というのは、全部で11件あるということなんですが、今回、当初予算の編成に当たって、課内で議論をされたゼロ予算事業というのは、どの程度あるものなんでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。ゼロ予算事業は、通常の業務と表裏一体のところがございます。したがって、ここには11上げさせていただきましたけれども、通常の業務がどこまでを指して、ゼロ予算事業がどこからなのかという線引きが非常に難しいところがございます。したがって、これは今回、新たなものは上がってきておりませんが、常々歩きながら職員が予算を伴わない形であってもやれることはやっていくと、そういう姿勢で常々おることによって、途中から生まれてくるということもあると思います。一定、スタート時点では例年の形を踏襲しようということで、このようにさせていただきましたが、今後そういったことに心がけていきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ただいまご答弁いただきましたように、通常の業務とゼロ予算事業の違いというのは、私も、明確にどのように図っていくのかなと疑問に思っていたんですけども、いずれにいたしましても、今後、創意工夫を込めたゼロ予算事業の開発というのを、重要になってくる一つの事業のかなというふうに思っていて、このゼロ予算事業、明確に本町の事業として位置づけると、そして推進をしていきますというような方向づけというのが、まず必要になってくるのかなというふうに思うんですが、この点についてどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

議長（井田義之） 浪江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。正直申し上げまして、日ごろの業務が本当に複雑、そして多様化をしております。そういう中で、なかなか新たなものを生み出していくという時間的、それから精神的余裕というのが、なかなか職員に、だんだん人員も減っていくという中で、ないというのが現実です。心に余裕を持って仕事をさせていただけるというところが、なかなかきついなってきってきているという実態がございますので、なかなか新たな発想ということが生まれにくい点ではありますが、そうでありましても、ぜひいろんなアイデアを職員が出しながら、あいた時間にできることをしていくと、そういう意識を持つということが非常に大事かと思っておりますので、そういう中で何か一つでも二つでも、ゼロ予算事業、新たなものが出てくればおもしろいなというふうに思っております。具体的な答弁にはなりません、そういった気持ちを持つということが非常に大事だろうということで、ご答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ご答弁ありがとうございました。いずれにいたしましても、今後、一つでも二つ

でもおもしろいなと思えるような事業ができればいいのかなというふうに思っておりまして、今後とも引き続きこの点に関しては、議論していただきたいなというふうに思います。

次に、予算書の199ページの企業立地推進事業について、お伺いしたんですけれども、まず、当初予算の資料において、商工観光課から出されている、その方針といたしましては、誘致企業との関係性を深めていくといったような趣旨の事業なのかなというふうに思ったんですけれども、どのような企業を誘致していくのか、というようなビジョンが必要なのかなと思っております。どのようにお考えになっていらっしゃいますか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 企業誘致につきましては、何回もいろんな機会ごとに答弁をしておりますけれども、なかなか京都北部においては実現しない状況でございます。しかしながら、一定の方針を持ちながらやっていきたいという気持ちはございます。一番最初に私どもが思っておりますのは、企業を選択するような余地はないんじゃないかという意見もございますけれども、やはり基本的には、きょうまでに培ってこられました、いろんないわゆる技術がすぐ誘致企業に反映できるような企業、いわゆる繊維産業というものについては、やっぱり着目を置かなければならないと思いますし、そういう産業について、オファーがあれば、積極的に取り組みたいと思いますし、もちろんほかの、あるいはサービス業も、もしかしたらいろんな形の中で誘致にかかわってくる可能性もあるかなというふうに思いますが、やはり基本は製造業の中で地域雇用が創出できるような企業が来ていただけるようなことになるのが一番望ましいというふうに考えております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） この地域が培ってきた技術をベースとして誘致するというような方針というのは、とても大切だと思うんですが、実際それができるのかといったときに、非常に厳しいと私は思うんです。今、課長がおっしゃいました製造業をベースにした企業を誘致したいとのことですが、私はその発想をちょっと転換をしてみる必要があるのかなというふうに思っております。

そこで、私が提案を申し上げたいのは、東京をベースとするIT企業のサテライトオフィスの開設という観点から、誘致企業の政策を進めることというのは、私は可能だと思っているんですね。というのは、最近、徳島県がこの点については力を入れていまして、かつ実績も積み重ねてきている状況があるというふうに聞いております。その実績については、7社ほどの東京を中心に活動するIT企業が、徳島県の神山町、これは人口が6,000人にも満たない小っちゃな町なんですけれども、にサテライトオフィスを開設をしているというような状況がある。その理由の一つとしては、神山町のネット環境が非常に全国屈指のものであるということがまず第1点に挙げられるようです。この点に関しては、これまで与謝野町も情報通信の基盤整備については相当な投資をしてきたことだし、点としてはクリアできるんじゃないかなというふうに思うんです。この点について、ご見解が何かおありでしたら、ご答弁いただけますか。

議長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） 企業誘致に係る概念を入れかえるという新たな発想でということについては、私も非常に共鳴する部分がございます。具体的にどういう手法をとっていくかということについては、なかなか私自身の中に知識がないんですけども、先進地なんかの事例も何回か、私もそういう成功事例の企業さんともお出会いさせていただいておりますので、その辺、私が与謝野町内

でネットが組めたらなというふうには思っておりますけれども、なかなかその機会にきょうまでに当たっておりません。今後も課を挙げて、そんな機会があれば積極的に参加することが望ましいというふうに思っておりますし、理事者も以前から言うておられますように、丹後人会とかネットワークの中で、そういうネット企業という部分の企業誘致もありかなというふうに思っておりますので、そういう意識を持って取り組んでいただくような方向で、課内では調整をしていきたいというふうに思っています。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 今後、検討していきたいというようなご方針でしたけれども、このIT企業のサテライトというのは、本社を東京に置きながら、例えば20人ぐらいのチームを移動させていくというようなものなんですけれども、例えば与謝野町にそういった企業が来た場合、やはり行政側として対処できるジャンルのものであれば、恐らく住宅の件に係ってくるのかなというふうに思うんですね。この空き家だったり、古民家を利用促進していくべきだというような議論は、今回の定例会においてもなされてきましたけれども、この点については、行政側としてはどのような方向性をとっていくというような明確なものはなかったんじゃないかなというふうに思っています。この誘致を促進していくという事業自体は、企業を誘致すればいいというだけではなくて、その企業が来た場合、より企業が暮らしやすい環境の中で仕事ができるというような整備も必要になってくると思うんです。なので、商工観光課がこれから誘致企業、そのIT企業に働きかけをされると同時に、こちらとしては住宅に関する施策も同時にしていかなければいけないというふうに思うんですが、これから今やっていかれるというようなご答弁でしたけれども、ほかの課との調整をされながらやっていかなければいけないと思うんですけれども、そのときにどのような調整をしながら行っていかれるのか、その点についてお伺いいたします。

議 長（井田義之） 太田課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。誘致関係に係ります与謝野町の施策といたしましては、いわゆる従来の企業誘致に係る、バックアップに係る奨励制度がございます。それと、小さな部分ですけれども、企業立地、いわゆる大きな企業を誘致するのではなくて、小さな企業でも、私どもは、今、言われましたように空き工場、空き店舗等も活用しながら進出をいただくというための施策を持っております。そういった中で活用していくということについては、一定の制度化ができていくのかなというふうに思っておりますけれども、それに伴います環境整備、来られた方の環境整備ということにつきましては、私ども所管の思いとしましては、住環境を整えていくということも誘致の一つの奨励の方法だというふうに思っておりますので、そういうこともあわせて、便宜供用をどこまで図っていくかということだというふうに思いますけれども、そのあたりも意識はしております。

ただ、具体的にそれぞれの所管の施策がございましたり、それからルールがございますので、その辺は正直なところまだまだ議論に至っていないというふうに思いますけれども、ご提案として受けとめまして、その辺も横の連携を図っていくということも、いわゆる立地制度の中で検討もしていけるんじゃないかなというふうに思っています。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 私は今ご提案申し上げました、本社を東京に置くIT企業の次なる事務所の誘致

をしていくべきだというふうに言いました。それは、ネット環境を整えていくということも、もちろんやっていかなければいけないんですけれども、誘致をされる側、つまりIT企業のほうの、今の気分といたしましては、私が感じる程度のものでありますけれども、東京から動きたいというふうに思ってる企業が恐らく多いのではないかなというふうに思っています。それは、東日本大震災を受けて放射能の影響などが、やはり危惧されていらっしゃる方々で、かつ動いても営利活動ができる分野といたしましては、私はネット環境、IT企業の関連なのかなというふうに思っております。これから商工観光課の中で、議論を行っていただけたというようなことなので、これは太田課長が退職をされたときにも、しっかりと引き継ぎをお願いしたいなというふうに思っています。

次に、質問を変えさせていただきたいというふうに思います。235ページ、これまでも同じような議論がなされてきたと思うんですが、再度お伺いしたいと思いますのは、都市公園整備事業、阿蘇シーサイドパークの整備計画の関係です。先日からの議論の中で、もう町の方向性は決まっているというようなことでしたが、私が今回、質問をさせていただきたいのは、この設計審査委員会と、今回の町の提案にかかわる点であります。今回、町が提案をされました件について、審査会においても提案がなされたと思うんですが、その会議というのは1カ月前ぐらいだったと聞いておりますが、その状況について、ご報告いただけますか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。設計審査委員会は、平成24年の2月24日の日に開催をさせていただきました。議題は平成23年度の整備内容分と、あるいは、この平成24年度に行いたい都市機能用地について、議題というふうなことで進めさせていただきました。

まず、そういうふうな点から委員会をさせていただきました。平成23年度の部分につきましては、遊具を設置したいというふうなことで、委員会のほうにご提案をさせていただきました。以前から八丁浜の公園のほうにも行っていただきました。子供たちにとって人気のある遊具というふうなことで、設置案につきまして説明をさせていただきました。このことについてご了承を得たというふうな内容となっております。

それから、都市機能用地の関係についてでございます。これにつきましては、前から箱物は建てないというふうなことで一定まいりました。ただ、前にも申し上げましたけれども、平成23年の2月だったというふうに思っておりますけれども、出前講座を商工会のほうからやってくれというふうな内容がございまして、今の都市機能用地の町の考え方につきまして、説明をさせていただきました。その中では、もっと集客ができるような施設をというふうなご提案もあったというふうに思っております。ただ、だれがするんだというふうなことを、ある商工会の関係の方が言われますと、具体的なプランもないというふうなこともございまして、それ以上の意見が出てこなかったというふうな内容でございました。

町のほうといたしましては、そういうふうな箱物の施設は作りませんというふうなことを申し上げておりましたので、それをそのまま平成24年度にも持ち越しをさせていただいたということでございます。

その中で、具体的にこの2月24日の日に今の都市機能用地の部分につきまして、町のほうと

しては、一定もう今の状態をずっと続けておくというふうなこともできませんので、今の箱物はつくらないというふうなことを基本にいたしまして、あそこの土地自体も今どういうんですか、土のまま残っているというふうな状況でございまして、これの部分を前々から言われておりましたように、ほこりがたちにくいような格好で整備をしていきたいというふうなことから、今回、芝を張らさせていただいて、そういったグラウンドゴルフでもできるような施設整備をさせていただきたいというふうなご提案をさせていただきました。

ある委員さんのほうは、どういんですか、この設計審査委員会でそういったことの部分で説明をさせていただきますと、「猪突と違うか」というふうなこともおっしゃる委員さんもございました。しかし、町といたしまして、じゃあそしたら、ずっとそのまま置いとくのかというふうなこともできませんし、一定、箱物をつくらないというふうな状況からいたしますと、いわゆる皆さんがそうやってグラウンドゴルフでも、そういったことができる施設の部分が、一番お金もかかりませんし、そういったことで整備をさせていただくのが、あの周辺の方々も、「箱物の施設はちょっと困るんですよ」というふうなこともお聞きをしておりましたので、町としてそういった御提案をさせていただきました。

すべての委員さんが、特にそうやって「猪突とちゃうか」というふうなことの委員さんにおかれましては、「もっと違う方法も検討したらどうだ」というふうなこともございましたけれども、「じゃあそしたら、何をするんですか」というふうなことをお聞きしますと、舗装して置いておくというふうなこともありましたけれども、舗装するというでも、なかなかお金もたくさんかかりますし、それから、目的を持ったというふうなことが、なかなか目に見えてこない中で、こういったご提案をさせていただいて、お願いをして、この委員会のほうで、こういった格好で整備をしていくんだというふうになったわけでございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ただいま課長のほうから、2月24日に行われました設計審査委員会のご報告を受けたわけですが、そもそも、この設計審査委員会というのは、審査をする委員会かと思うんですが、どのようなことを担う、そういった委員会だったんでしょう。

議 長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） これは合併する前から設計審査委員会があったというふう聞いております。合併しましたときに、旧加悦地域なり、野田川地域の委員さんをというふうなご提案もいただきましたけれども、阿蘇シーサイドパークの部分が、もうその当時85%以上の進捗がしておりましたので、今さら加悦や野田川のほうから委員さんを出しても、なかなかどういんですか、旧岩滝町からのそういったコンセンサスだとか、いわゆるこういう目的で整備したいんだというふうなことが、なかなかわからないというふうなことから、旧岩滝町の区長さん、あるいはまた、社会福祉協議会、それから老人会、農業委員会、婦人会、そういった皆さんに寄っていただきまして、主に阿蘇シーサイドパークの施設整備について、ご検討いただくというふうにしておりました。ただ、その横の、都市機能用地の部分につきましても、ご検討してほしいと、当然まあ言うたら横にそういった広い公園がございまして、それらと一体的にこの整備をしていくのが一番ベターではないかというふうに思っております。この都市機能用地の部分につきましても、設計審査委員会のほうで、その施設整備の方向性だとかそういったことにつきましても、ご議論をし

ていただいておりますという状況でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） ただいま都市機能用地の検討も、その設計審査委員会でしていただいているということなんですけれども、この都市機能用地の協議がスタートしたのはいつごろだったんでしょう。

議 長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） 都市機能用地の協議につきましては、平成23年の今の遊具の設置をさせてもらうときの中で、都市機能用地の部分につきましても、一定、町の方針として、「こういうふうなことを考えてます。」というふうなことを申し上げておりました。そういったことを受けて、この商工会のほうから、いわゆる出前講座を開いてほしいんだというふうなご提案があったというふうに記憶をしております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） これは平成23年のいつですか。

議 長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） ちょっと時期までは覚えておりません。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 2月24日以前に行われた最後の委員会というのはいつだったんでしょうか。

議 長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今ちょっとその資料を持ってきておりませんので、ちょっとお時間をいただきたいというように思います。

議 長（井田義之） 山添議員。次は質問できませんか、その日にちがわからないと。
山添議員。

1 0 番（山添藤真） それでは、今、日にちがわからないというようなことだったんですが、都市機能用地の使用の議論というのは、平成23年度に始まったと、そして今、平成24年の3月なので、その間、議論が行われたのかなというふうに思うんですけれども、この議論の経過とといいますか、その内容について、十分なものがなされたというふうに思っておりますか。

議 長（井田義之） 西原課長。

建設課長（西原正樹） 町のほうは今の箱物につくらないというふうなことを申し上げておりましたので、一定、箱物じゃないということになりますと、そういった、あの辺の住民の皆さんの、荒れて風が吹くとほこりがたつというふうなことを考えますと、いわゆる緑化をして、そういうふうなことを防ぐと同時に、どういうんですか、今の阿蘇シーと同様のそういった施設を一定整備をするというふうなことが、一番ベターではないかというふうに、私どもとしては考えておりました。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） この質疑を始める前に、私は今回、提案がなされた町の方針と、設計審査委員会の関係についてお伺いしたいというようなことを申し上げました。それは、やはり町が提案する提案の内容についても、しっかりと委員会の中では議論がされるべきだというふうに思ったからです。2月24日以前に行われた会議がわからなかったということなので、私はそこまでしっかりとした議論がなされてなかったのかなというふうに思わざるを得ませんということです。

議 長（井田義之） 質問を続けて。

10番（山添藤真） 私が聞いているのは、2月24日以前に行われた審議会というのは、1年間ぐら
いは開かれてなかったというようなことだったんですけども、その点を確認させていただいて、
どのような議論がなされたのか、さらに確認をしたかったんですけども、今この質疑におい
てはできないようなので、これ以上質疑はしません。

議 長（井田義之） ちょっと待って。西原建設課長、わかったら答弁してください。

建設課長（西原正樹） 済みません。都市機能用地の今の設計審査委員会でございます。平成22年の
12月に設計審査委員会を開いておりまして、それ以降、今の平成23年の2月に与謝野町の商
工会のほうから出前講座があったというふうなことでございます。したがって、平成22年
の12月に今のこの設計審査委員会を開かさせていただいております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ただいま町のほうでは、幾つかの審議会なり委員会を町民の方々が参加する形で
立ち上げていらっしゃる状況だと思うんですが、やはり委員会を立ち上げられた以上は、しっか
りと議論をしていただくために、行政のほうも整備をしていただかなければならないのかなとい
うふうに思っております。

以上で質疑を終わります。

議 長（井田義之） 本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、3月27日午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

（延会 午後 4時49分）